

足利市地域福祉計画・足利市地域福祉活動計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度



『足利学校の門』 川島直人 画

令和4年3月

栃木県足利市
社会福祉法人 足利市社会福祉協議会

はじめに

現在、私たちはかつてない急速な人口減少・少子高齢化に直面しており、核家族化や単身世帯の増加につながっています。このような社会環境の変化は、ライフスタイルや価値観の多様化を生み出すとともに、社会的孤立や複雑な生活環境を抱えた世帯の増加をもたらすなど、本市においても大きな課題となっています。



また、近年、日本各地で自然災害が多発しており、令和元年東日本台風では足利市も甚大な被害を受けました。地域のつながりの希薄化が全国的な課題となる中で、災害時における人と人との助け合い、つながりが極めて重要であることを改めて認識させられました。

このような状況の中、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、すべての人が自分らしく生きがいを持って安心して生活できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

本市では、この趣旨を踏まえ、第8次総合計画及び前期基本計画の中で、重層的支援体制の整備など、地域福祉のさらなる充実に取り組む方針としたことから、その具現化を着実に推進するため、本計画を策定することとしました。

本計画においては、国連が掲げる「SDGs」の理念や本市の「福祉都市宣言」の趣旨などを踏まえ、基本理念として「共に支え合い 人にやさしいまち あしかが」を掲げ、その具現化のために4つの基本目標を定めました。今後、それぞれの目標に沿った施策を展開し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるまちづくりを進めてまいります。本計画の推進にあたりましては、市民の皆様の尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました足利市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケートへのご協力や貴重なご意見、ご提言をいただいた市民の皆様、関係団体・機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

足利市長 早川 尚 秀

はじめに

近年、超少子高齢化や核家族化などの進展により、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互の繋がりが希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。



こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、行政・地域住民・福祉関係事業者・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になっています。

これまで、足利市社会福祉協議会では、地域での生活や福祉課題の解決に向け、平成19年度に「足利市地域福祉活動計画」を、平成24年度に「第2次足利市地域福祉活動計画」、平成29年度に「第3次足利市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

今回の地域福祉活動計画は、地域福祉を推進していく上での理念や方向性を共有するため、足利市の「地域福祉計画」と一体化して策定することにいたしました。

地域福祉の課題やニーズは、地域の中にあり、それを的確に解決する方法も地域の中にあると思います。地域福祉の推進主体であります市民の皆様には、今後も引き続き積極的な福祉活動をお願い申し上げます。

「共に支え合い 人にやさしいまち あしかが」を新たな基本理念とし、足利市とも連携を図りながら、地域福祉の一層の充実のために、市民の皆様とともに、本会が一緒になって更なる取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた策定委員会委員の皆様や市民アンケートにご協力を頂いた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 足利市社会福祉協議会
会 長 岩 田 昭

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と目的	3
2. 計画策定の法的経緯	5
3. 計画の期間	6
4. 計画の位置づけ	6
(1) 本計画と各計画との関係図	
(2) 児童福祉分野の計画	
(3) 障がい者福祉分野の計画	
(4) 高齢者福祉分野の計画	
(5) 保健・医療分野の計画	
第2章 地域福祉をめぐる本市の現状	13
1. 人口等の推移	13
2. 支援を必要とする市民の状況	15
第3章 計画の基本理念と基本目標	16
1. 基本理念	16
2. 基本目標	16
3. 計画の体系	17
4. 基本理念の具現化に向けた取り組み	18
5. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図	19
第4章 地域福祉計画	20
基本目標1 健康でその人らしく生きられるまちづくり	20
基本目標2 安全で安心して暮らせるまちづくり	27
基本目標3 地域を支える担い手づくり	35
基本目標4 支え合い・ふれあいの続くまちづくり	41
第5章 地域福祉活動計画	46
基本目標1 健康でその人らしく生きられるまちづくり	46
基本目標2 安全で安心して暮らせるまちづくり	49
基本目標3 地域を支える担い手づくり	52
基本目標4 支え合い・ふれあいの続くまちづくり	55
第6章 計画の推進に向けて	58
1. 計画の公表	58
2. 計画の推進体制	58
参考資料	59
市民アンケート結果	60
策定委員会設置要綱	72
策定委員会委員名簿	74
会議等開催状況	75

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市の人口は平成2（1990）年をピークに減少傾向が続き、少子高齢化に歯止めがかからず、高齢化率の上昇が続いています。その結果、社会全体の支え手が減少し、地域活動などの担い手不足や地域コミュニティ機能の低下などを招いています。さらに、核家族世帯、単身世帯、高齢者のみの世帯などの増加により、世帯規模が縮小し、社会的に孤立する人の増加が懸念されています。

これらの社会構造の変化は、様々な場面に影響を与え、福祉ニーズや価値観の多様化、それぞれの地域の生活課題の複雑化へとつながっています。

一方で、大規模災害が頻発する中、地域での人と人のつながりの大切さが再認識され、地域内での住民相互の支え合い、助け合いへのより一層の取組とその支援が必要となっています。

本市においても、市民生活における多様化する諸課題に対し、市民が健康に安心して暮らせるよう、地域住民・行政・社会福祉関係団体などそれぞれが主体となり、相互に連携・協力しながら、課題解決に取り組むことが求められています。

令和3（2021）年度に策定の「第8次足利市総合計画（前期基本計画）」における、健康・福祉分野では、「地域共生社会を実現することにより、お互いに支え合い、健康で幸せに暮らせるまちづくり」を掲げています。

その実現に向けて、近年の地域福祉を取り巻く社会の変化などを踏まえ、地域福祉のさらなる充実を図るために、市と社会福祉協議会で一体的な「足利市地域福祉計画・足利市地域福祉活動計画」を策定するものです。

「地域」とは

日常の生活圏を指し、概ね地区自治会連合会や地区社会福祉協議会の範囲を想定しています。

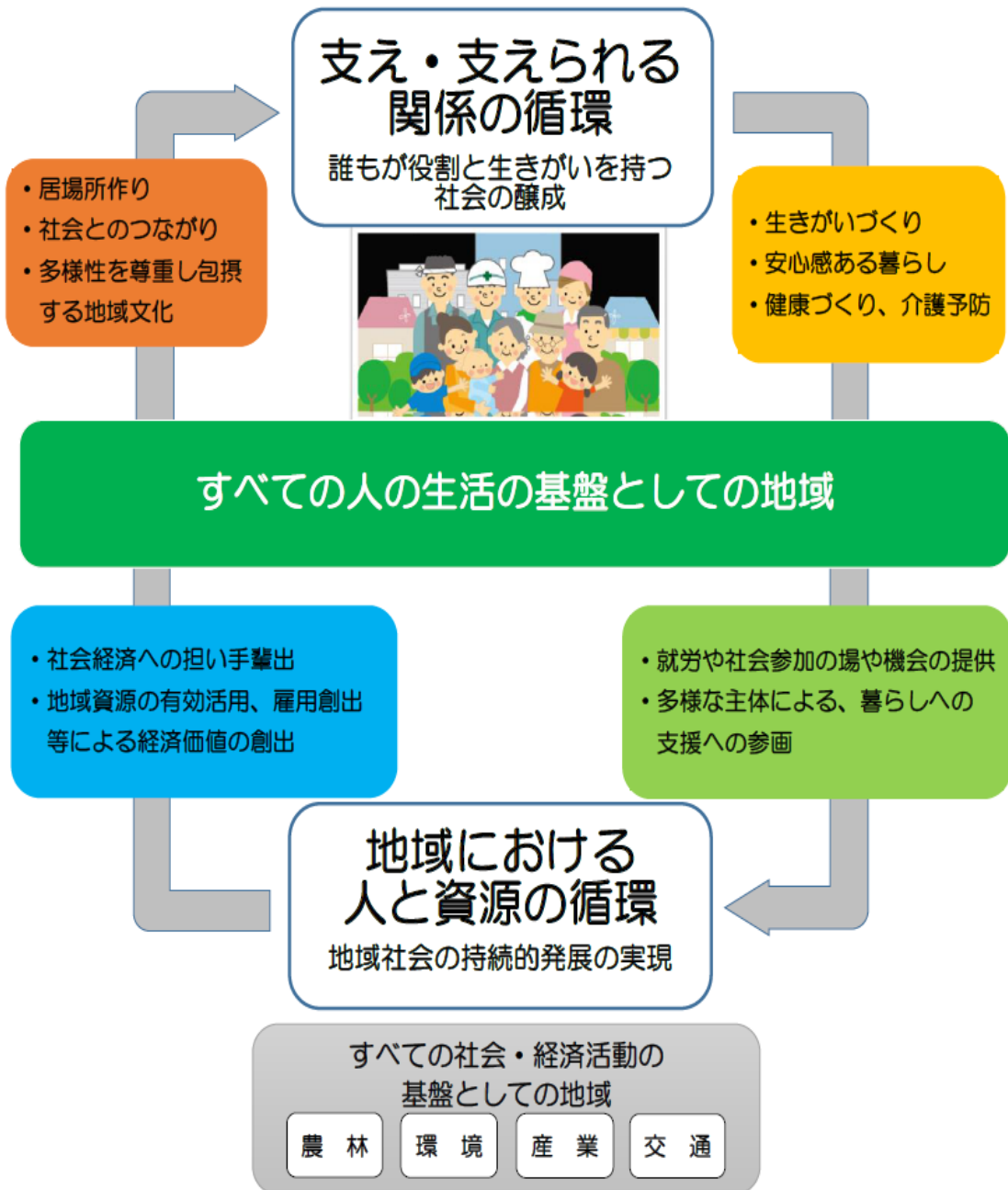
「地域福祉」とは

住み慣れた地域の中で、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、すべての人が自分らしく生きがいを持って安心して生活できるよう、地域の人と人とのつながりを大切に、共に支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めることです。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

※地域共生社会のイメージ図



2. 計画策定の法的経緯

近年、地域福祉を取り巻く状況は、刻々と変化しております。特に平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン※1」が閣議決定されたことを契機に、国の福祉施策の方向性が『地域共生社会の実現』へと転換されました。

また、平成30年4月の改正社会福祉法施行により、「地域福祉計画」の策定が努力義務化されるとともに、福祉各分野の上位計画へと位置付けられました。

さらに、令和2年6月の改正社会福祉法の可決・成立により、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者という、今までの制度に縛られることなく、制度の狭間の人や複合的な課題を抱えた人にも対応できる、包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

○地域福祉関連法令等の経緯

平成27(2015)年 4月	生活困窮者自立支援法の施行
平成27(2015)年 4月	介護予防・日常生活支援総合事業の開始
平成28(2016)年 6月	ニッポン一億総活躍プランの「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向として「地域共生社会の実現」を閣議決定
平成28(2016)年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成29(2017)年 2月	「地域共生社会」の実現に向けた改革工程の決定
平成29(2017)年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30(2018)年 4月	改正社会福祉法の施行
令和 2(2020)年 6月	改正社会福祉法の可決・成立
令和 3(2021)年 4月	市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定の施行

※1…ニッポン一億総活躍プラン

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現に向けたプラン。具体的な目標として、「GDP600兆円」「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」が掲げられた。

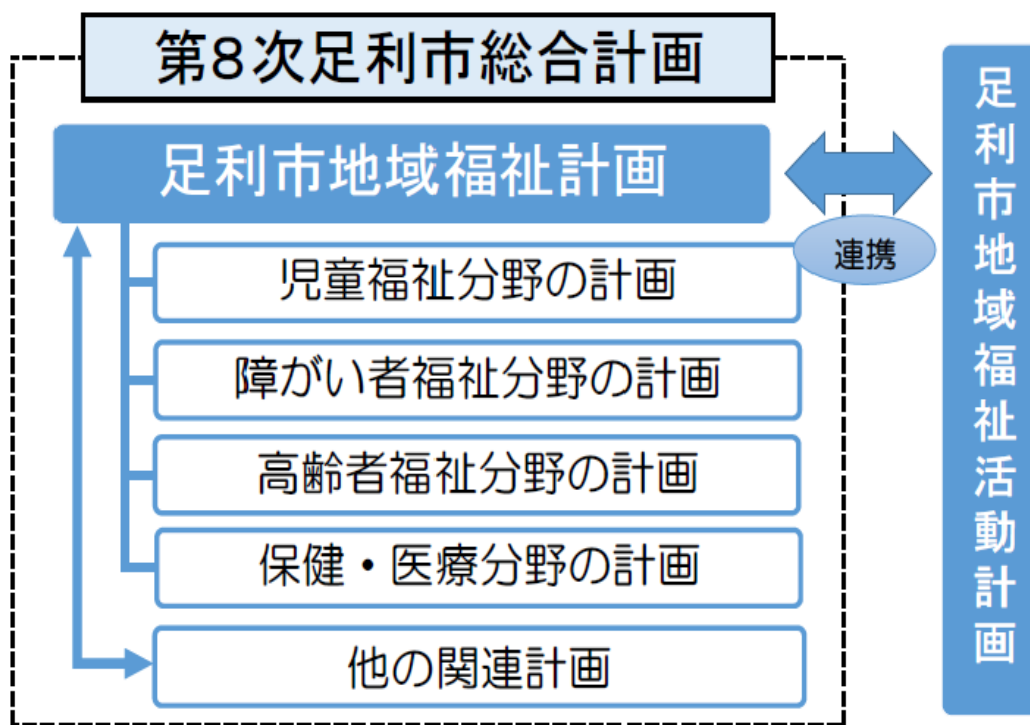
3. 計画の期間

本計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の計画期間とします。また、期間内であっても必要に応じ見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

（1）本計画と各計画との関係図

本計画は「第8次足利市総合計画（前期基本計画）」に基づき策定する、福祉分野の最上位計画です。本市の各分野別計画を統合し、地域福祉の理念や福祉ビジョンを定め、社会福祉協議会が策定する「足利市地域福祉活動計画」と理念や方向性を共有し、一体的に地域福祉の推進を図ります。



（2）児童福祉分野の計画

第2期足利市子ども・子育て支援事業計画

ア 計画概要

未来をつくる存在である子どもたちが健やかに成長することを願い、教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、地域や社会全体で子育てを支援する取り組みを総合的に推進するために策定しました。

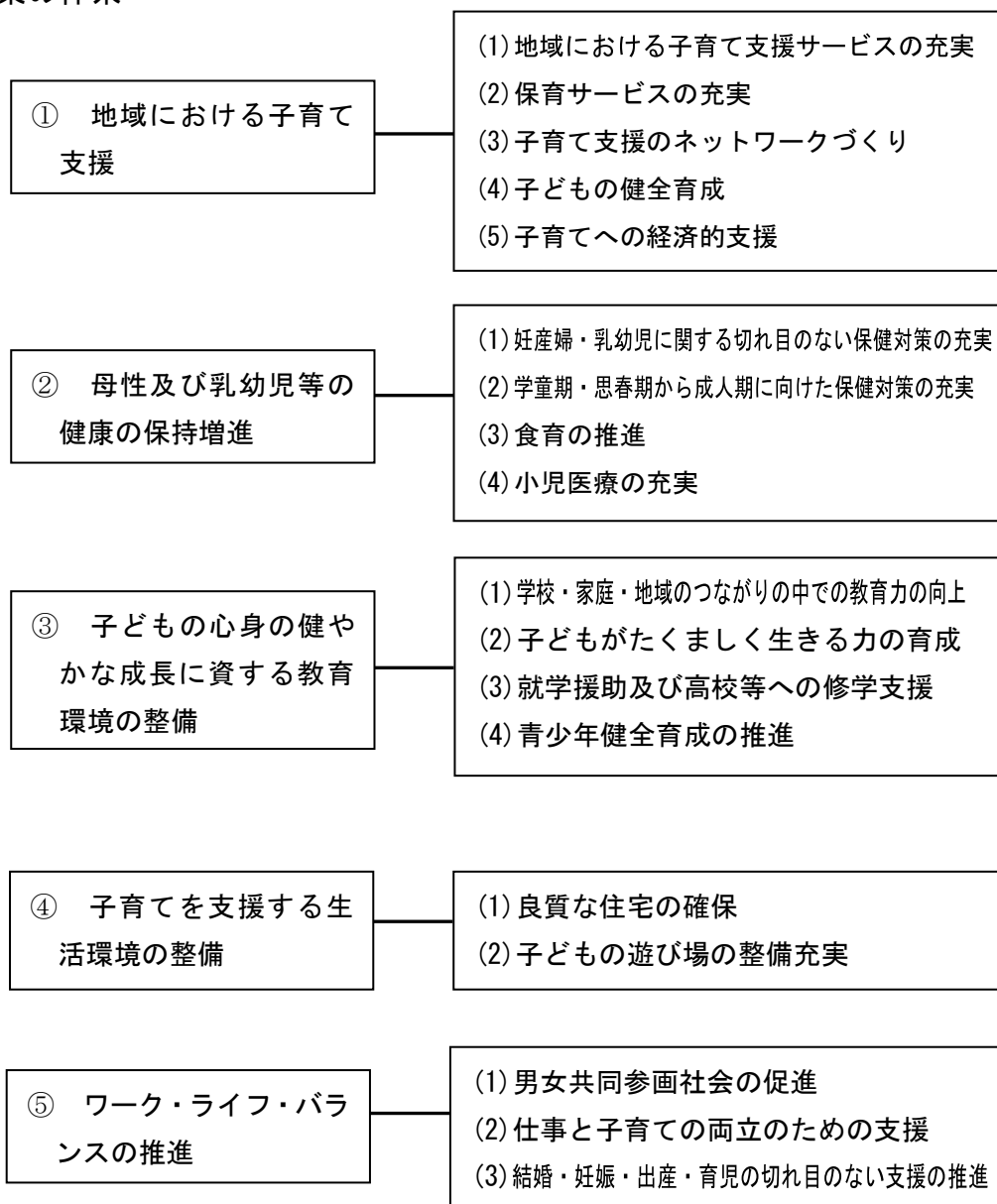
▶基本理念

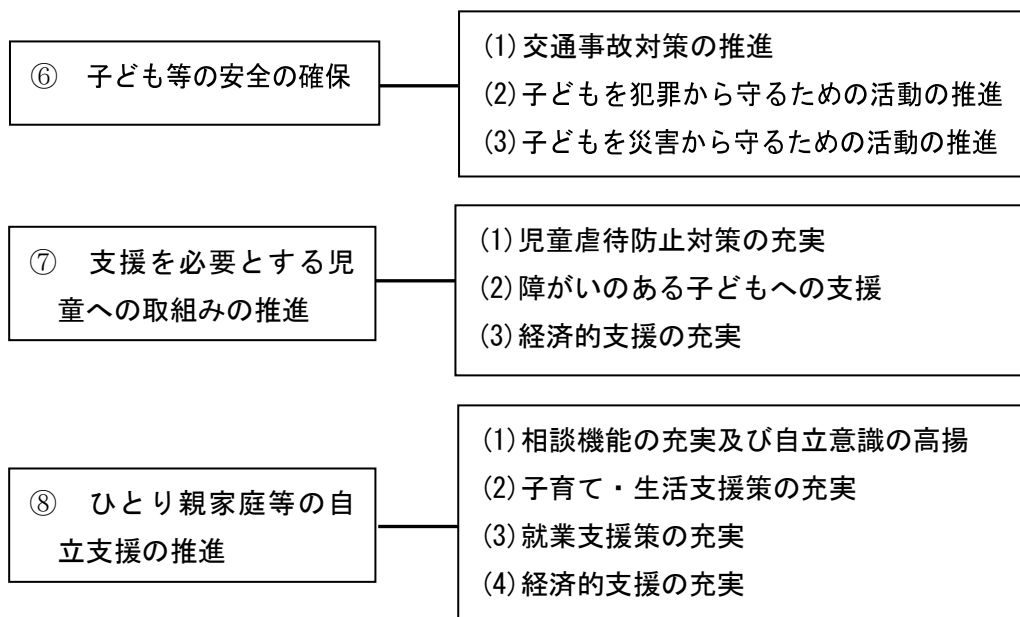
「だれもが ともに支えあい ともに育ちあい 笑顔輝く子育てのまち 足利」
地域も子育てをする家庭を積極的に応援することにより地域住民の連帯感や支えあいが生まれ、より住みよいまちへ成長するための基本理念とし設定しました。

▶基本目標

- ① 子ども一人ひとりが、心身ともに健やかに成長できること
- ② それぞれの子育て家庭が喜びと生きがいを感じられること
- ③ 地域のみんなで子育てを支えあえること

▶施策の体系





- イ 根拠法 「子ども・子育て支援法」
「次世代育成支援対策推進法」
- ウ 計画期間 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

(3) 障がい者福祉分野の計画

あしかがし障がい児者福祉プラン（第6期計画）

ア 計画概要

障がい者を取り巻く環境や施策が大きく変化する中、その人らしく自立して暮らし、積極的に社会に参加できる環境づくりを推進すべく、これまでの計画を見直し、検証、評価する中で策定したものです。

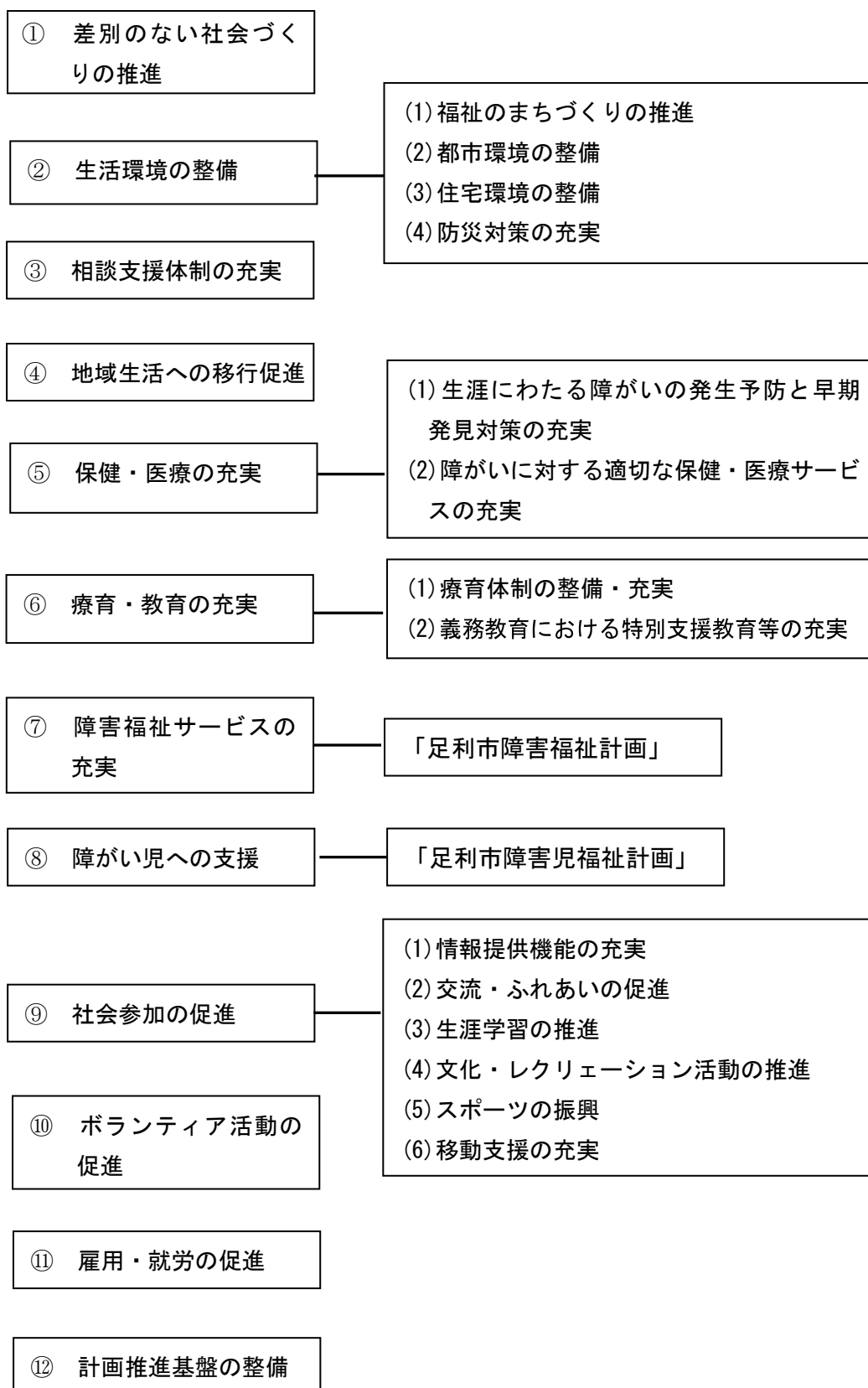
▶基本理念

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、「完全参加と平等」に向けて取り組みます。

▶基本目標

「障がい者の自立と社会参加」を基本目標とし、障がい者が、必要なサービスを自分の意思で選択し、働くことを含めその人らしく自立して暮らし、積極的に社会に参加できる環境づくりを進めます。

▶施策の体系



イ 根拠法 「障害者基本法」・「障害者総合支援法」・「児童福祉法」
 ウ 計画期間 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

(4) 高齢者福祉分野の計画

足利市ゴールドプラン21（第8期計画）

ア 計画概要

高齢化が進行する中、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の生活不安への対応、介護を必要とする高齢者とその方を介護する高齢者への対応、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者への対応などが課題となっており、これら多様化するニーズに応えられる保健・医療・福祉サービスの継続的・包括的な提供が求められています。

高齢者を取り巻く状況の変化や諸課題に対応するため、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき姿を、総合的かつ体系的に整理し方向性を示すとともに、介護保険の安定的な運営を目的として策定するものです。

▶基本理念

「地域で共に支えあい、高齢者が生きがいをもって生活できるまちづくりをめざして」を基本理念とし、各施策の推進に当たっては高齢者の身近な地域において、市民や関係団体、事業者、行政等が互いに協力し連携、協働して取り組んでまいります。

▶基本方針

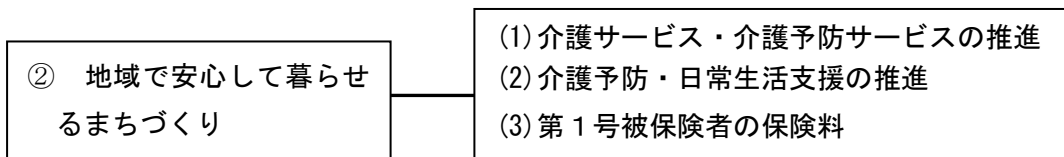
本計画の基本理念を具現化する方策として2つの基本方針を掲げます。

- ① いきいきとした自立生活を支援するまちづくり
- ② 地域で安心して暮らせるまちづくり

▶施策の体系

① いきいきとした自立生活を支援するまちづくり

- (1) 生きがいつくりの推進
- (2) 健康づくり・介護予防の推進
- (3) 在宅福祉サービスの推進
- (4) 地域における支えあいの推進
- (5) 地域包括支援センターの機能強化
- (6) 在宅医療・介護連携の推進
- (7) 認知症対策の推進
- (8) 介護人材の育成・確保



イ 根拠法 「老人福祉法」・「介護保険法」
 ウ 計画期間 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

(5) 保健・医療分野の計画

健康あしかが21プラン（2期計画）改定版

ア 計画概要

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、これを地域、行政等が一体となって支援することにより、子どもから高齢者まですべての市民が健康で生きがいを持って幸せな生活を送ることができることをめざした健康づくり計画を策定するものです。

平成30年度までの5年間の計画期間を、国・県の計画期間10か年に合わせて5年延長し、令和5(2023)年度までの計画としました。また、改定に合わせ、これまで単独で策定してきた「足利市食育推進計画」を「足利市健康増進計画」と一体のものとして「健康あしかが21プラン（2期計画）」に位置付けました。

▶基本理念

ヘルスプロモーション※2の推進

ヘルスプロモーションとは、市民一人ひとりが自分の健康をコントロールできるように、最適な支援を行うことであり、健康の向上を通じて、より豊かな人生の実現を目指すものです。

市民が主体的に健康づくりに取り組めるように、知識・技術の提供や、個人の健康づくりを容易にするための住民組織活動、関係機関・団体による環境づくりを進めることにより、市民の健康の向上と、より豊かな生活の実現を目指します。

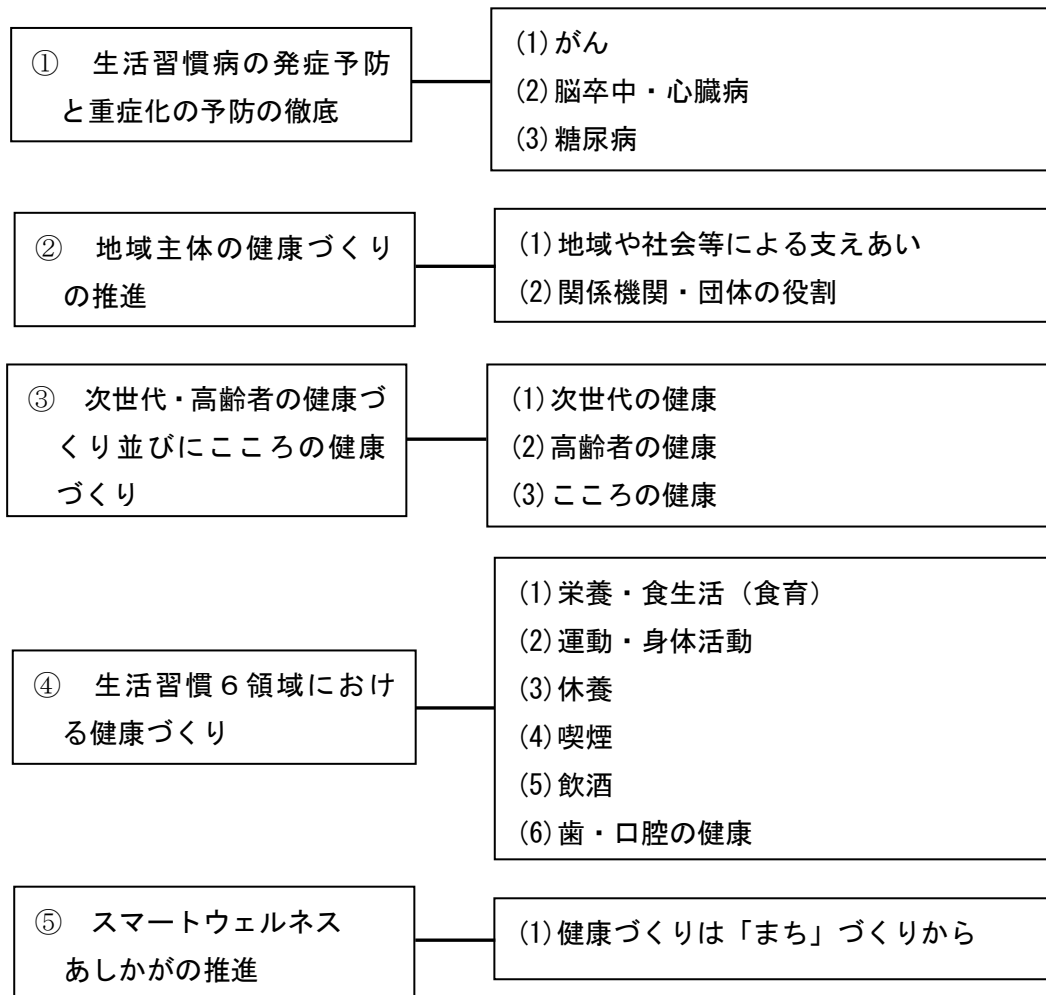
※2…ヘルスプロモーション

WHO(世界保健機関)がオタワ憲章で提唱した健康戦略。人々が健康になるためには、自らの力だけでなく、その人を支える環境づくりも必要であるという概念のこと。

▶基本目標

認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間である健康寿命の延伸を目指します。

▶計画の基本方向



イ 根拠法 「健康増進法」

ウ 計画期間 平成26(2014)年度～令和5(2023)年度

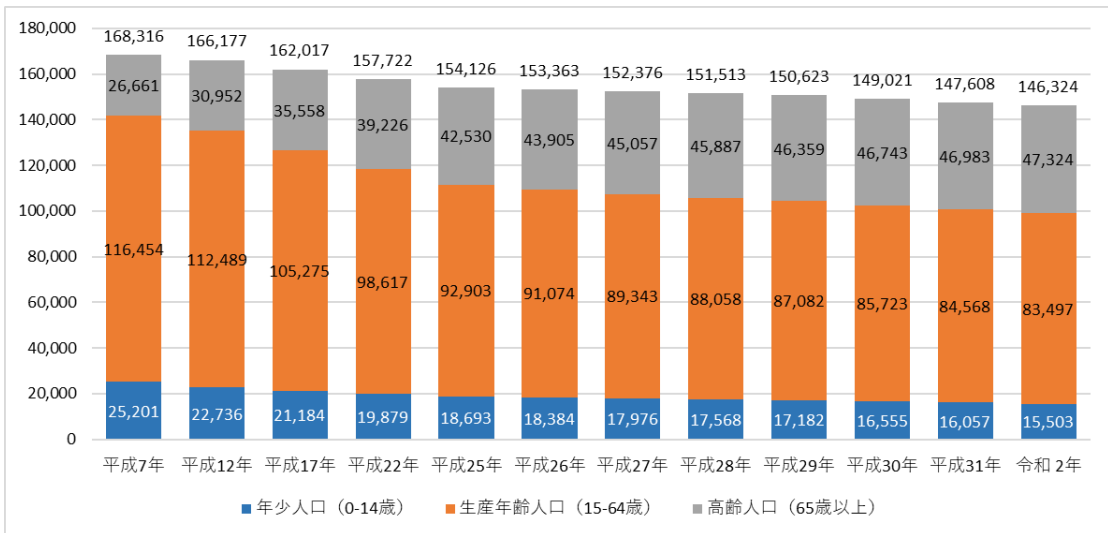
第2章 地域福祉をめぐる本市の現状

1. 人口等の推移

本市の人口は、右肩下がりとなっています。高齢人口割合は年々増加している一方で、生産年齢人口と年少人口が減少しており、少子高齢化が問題となっています。

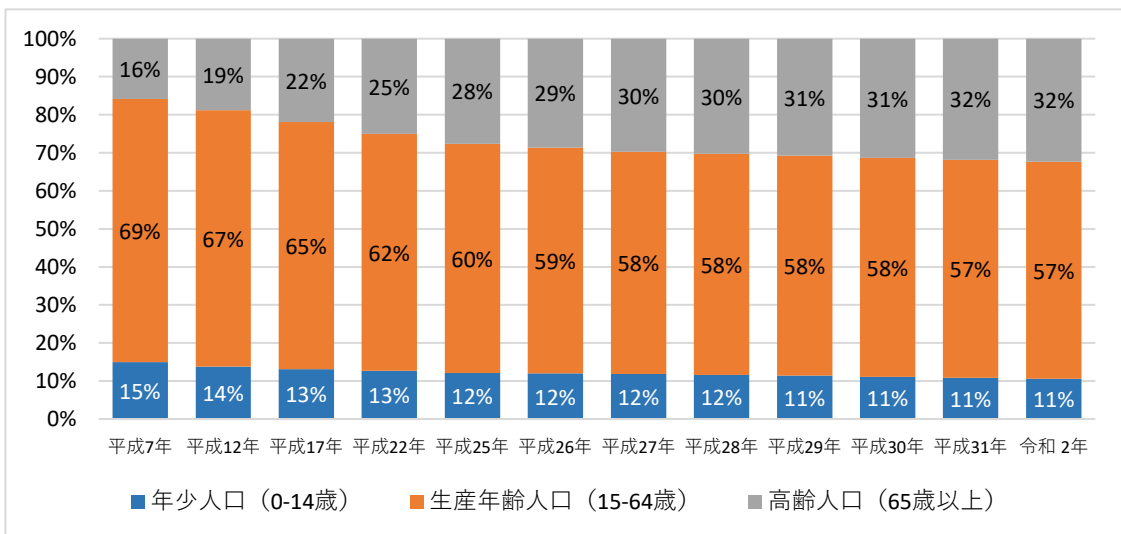
また、核家族世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、地域におけるふれあいの機会が減少していることから、地域の結束力の低下が課題となっています。

■ 推計人口



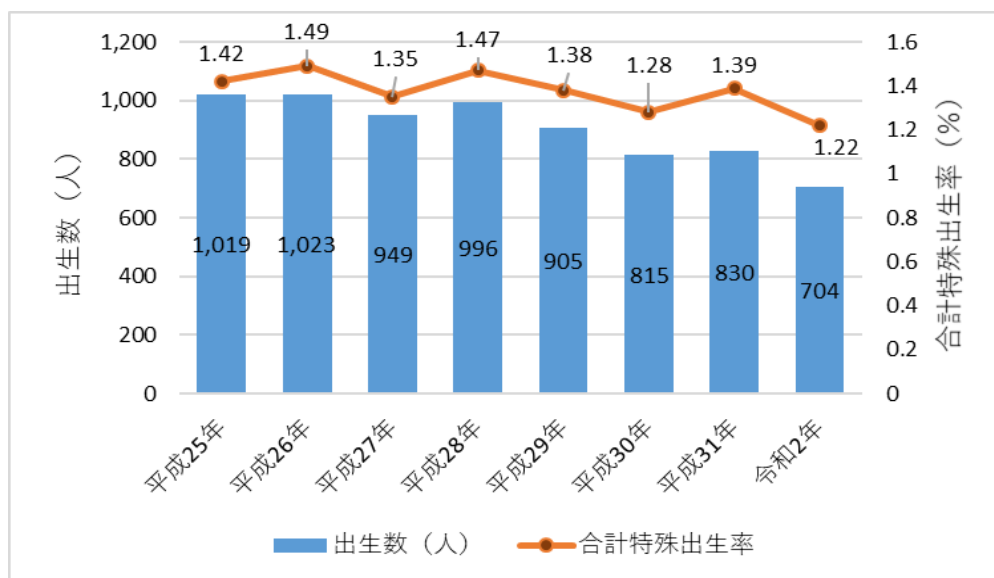
資料：住民基本台帳（外国人登録含む） 各年10月1日現在

■ 年齢3区分



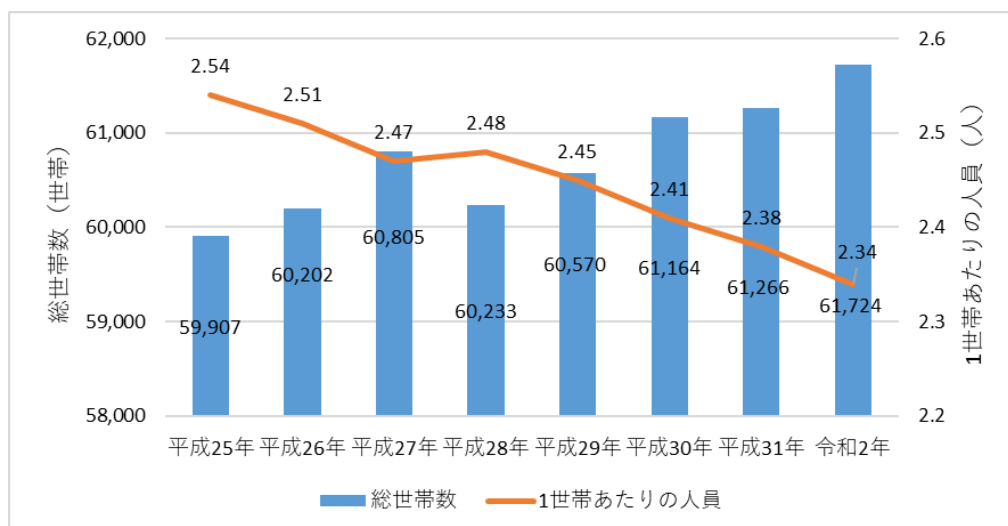
資料：住民基本台帳（外国人登録含む） 各年10月1日現在

■ 合計特殊出生率と出生数の推移



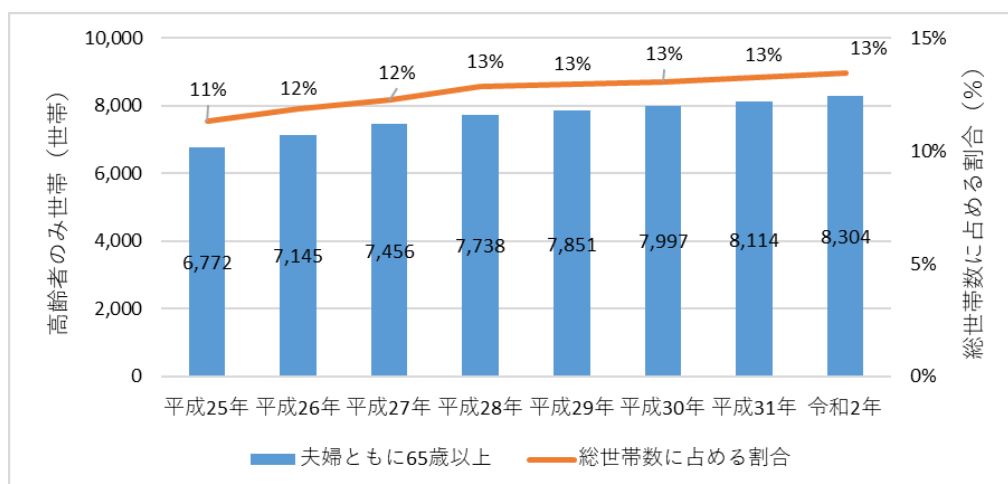
資料：情報政策課（10月1日時点）

■ 世帯数の推移



資料：情報政策課（1月1日時点）

■ 65歳以上の高齢者のみ世帯の推移

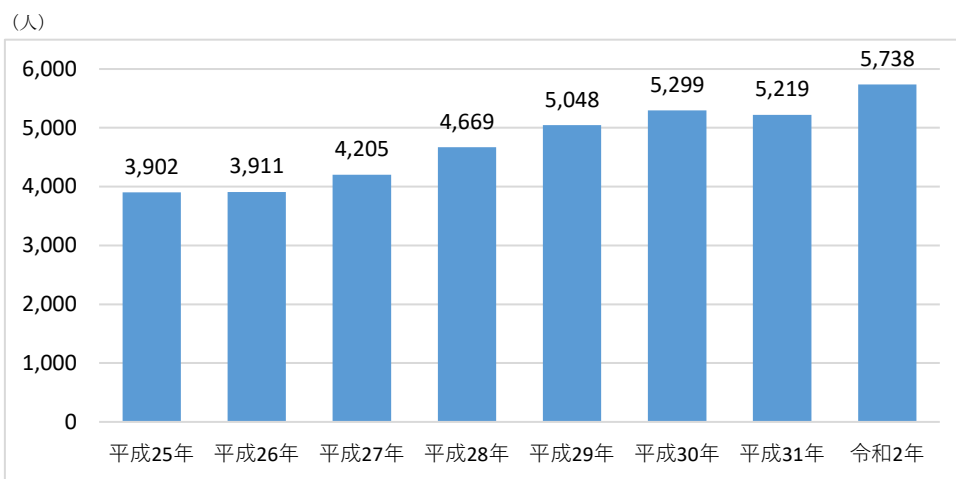


資料：元気高齢課（10月1日時点）

2 支援を必要とする市民の状況

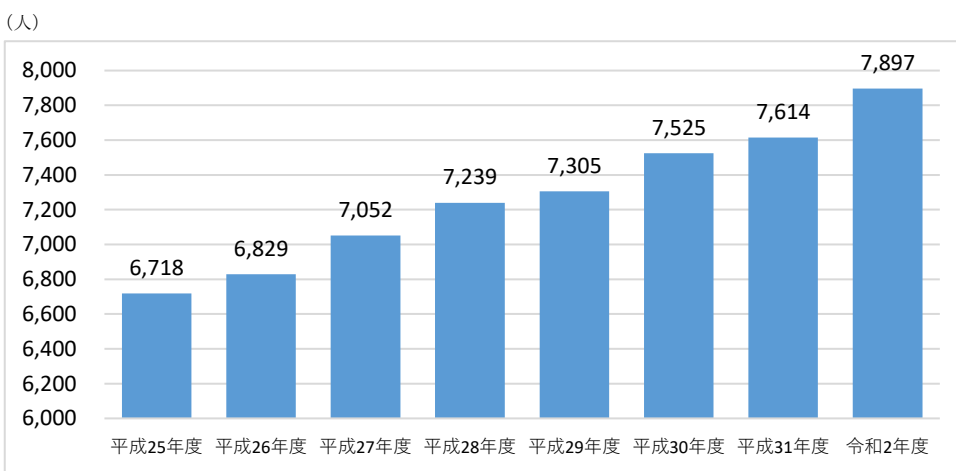
65歳以上の一人暮らし高齢者は増加傾向にあります。また、要支援・要介護認定者数も年々増加しており、令和2年度は7,897人となっています。障害者手帳所持者もゆるやかに増加しており、支援を必要とする人の割合は増えています。

■ 65歳以上の一人暮らし高齢者の推移（ひとり暮らし高齢者台帳登録者数）



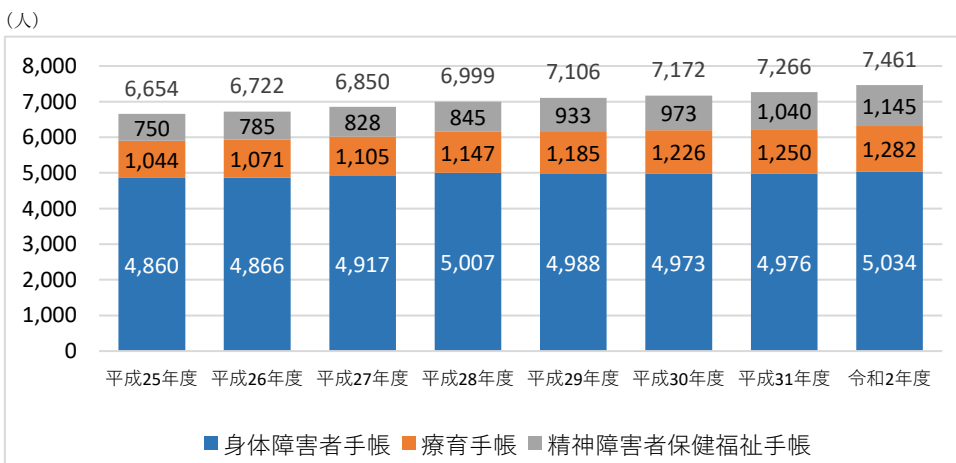
資料：元気高齢課（10月1日時点）

■ 要支援・要介護認定者の推移



資料：元気高齢課（3月31日時点）

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課（4月1日時点）

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

これまで「足利市地域福祉計画」では、「福祉都市宣言」でうたわれている、「助け合いと思いやりの心を育み 人にやさしいまちづくり」を基本理念と定め、また、「足利市地域福祉活動計画」では「共に生き 共に支え合う福祉のまちづくり」を基本理念として、活動を推進してきました。

このたび、「足利市地域福祉計画」と「足利市地域福祉活動計画」の一体化により、これまでのそれぞれの計画の理念を引き継ぎつつ、新たな基本理念として「共に支え合い 人にやさしいまち あしかが」を定めました。

本計画に基づく各種施策を着実に推進していくことで、多くの地域住民や各種団体など多様な主体が緊密につながり、住民一人ひとりが生きがいを持って安心して暮らせる地域を共に創っていく『地域共生社会』を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、地域福祉計画と地域福祉活動計画に共通の4つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を展開します。

基本目標1 健康でその人らしく生きられるまちづくり

○市民一人ひとりが、健康でその人らしく充実した生活を送れるよう、個人の尊厳に配慮した地域福祉施策に取り組みます。

基本目標2 安全で安心して暮らせるまちづくり

○地域における防犯・防災体制の整備や相談体制などの充実を図り、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

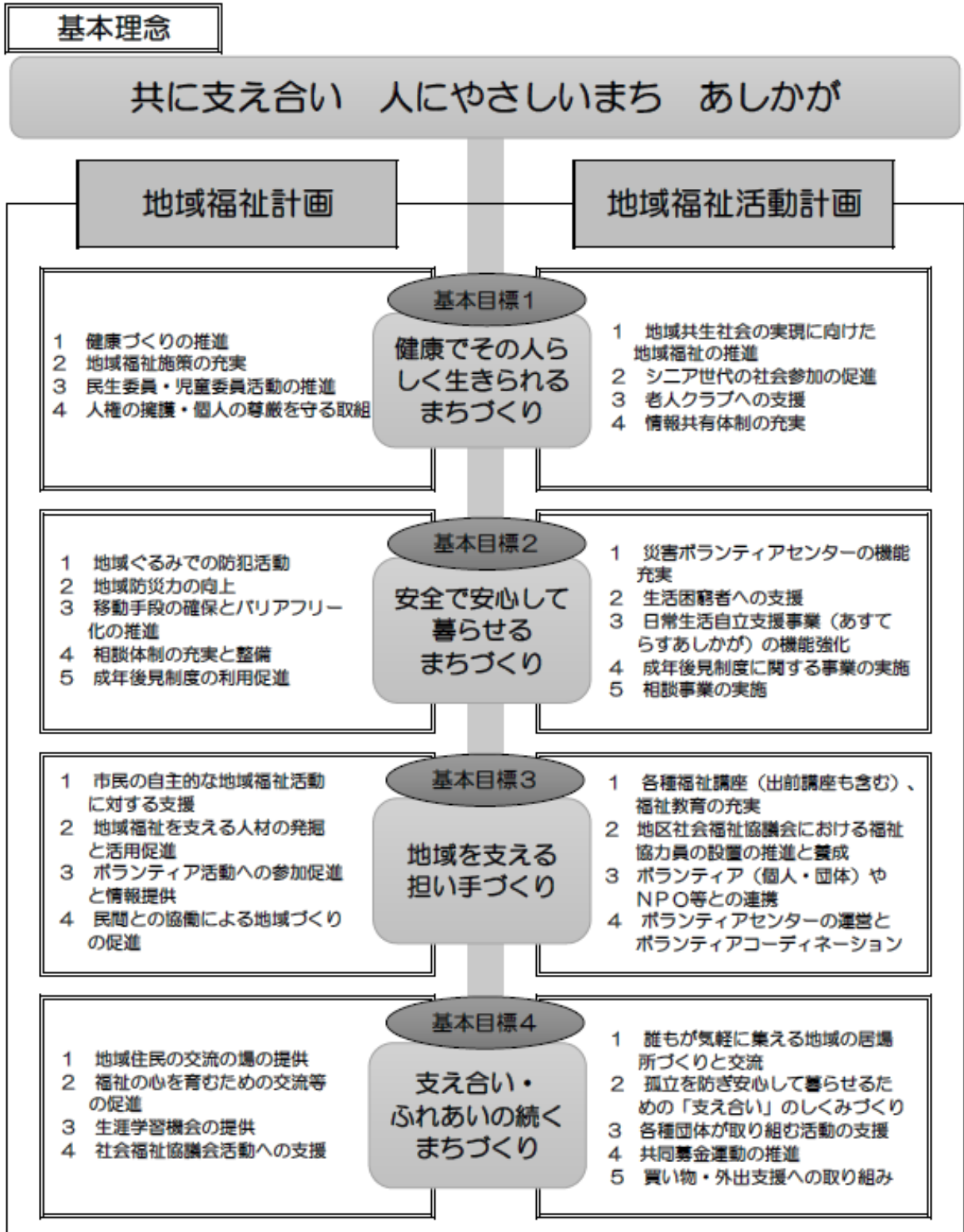
基本目標3 地域を支える担い手づくり

○地域福祉に関わる団体への支援や、その担い手の発掘・活用促進などを図り、地域共生社会の実現に向けた基盤づくりとその強化に取り組みます。

基本目標4 支え合い・ふれあいの続くまちづくり

○人とのつながりを深め、地域福祉への関心を高めるための学習機会や交流の場の提供により、地域コミュニティ機能の充実を目指します。

3 計画の体系

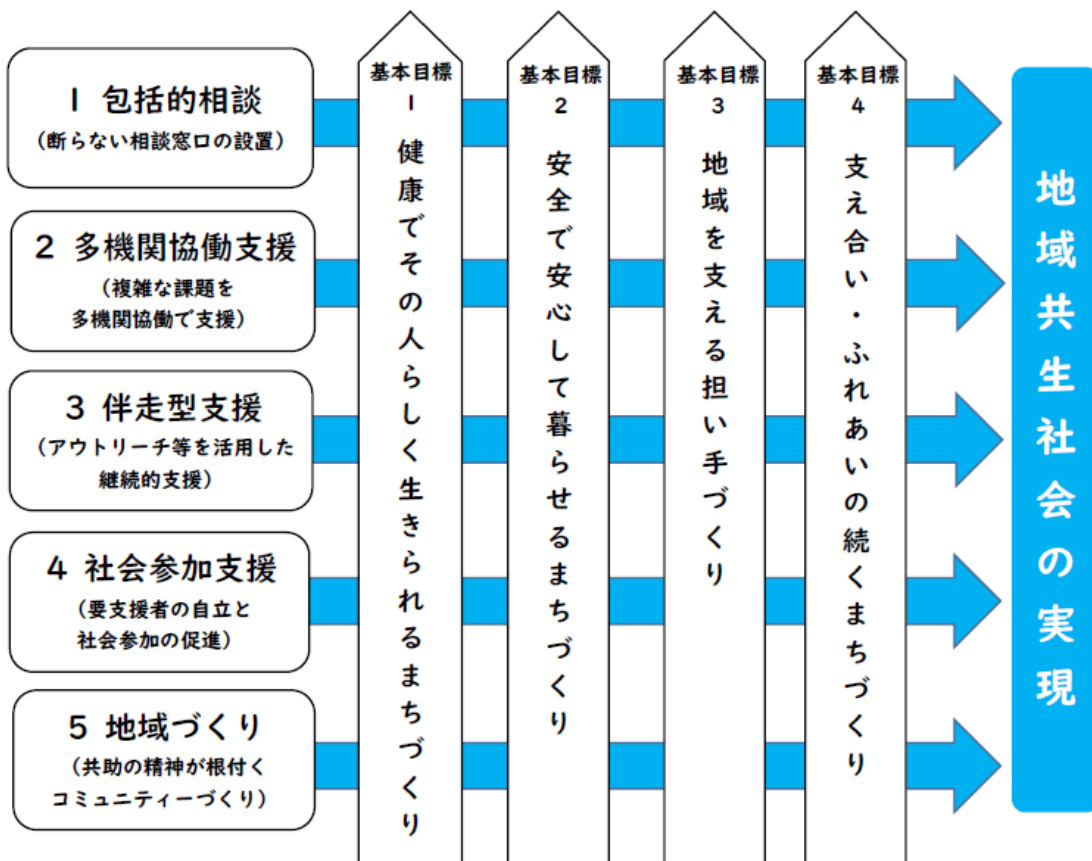


4 基本理念の具現化に向けた取り組み（重層的支援体制の構築）

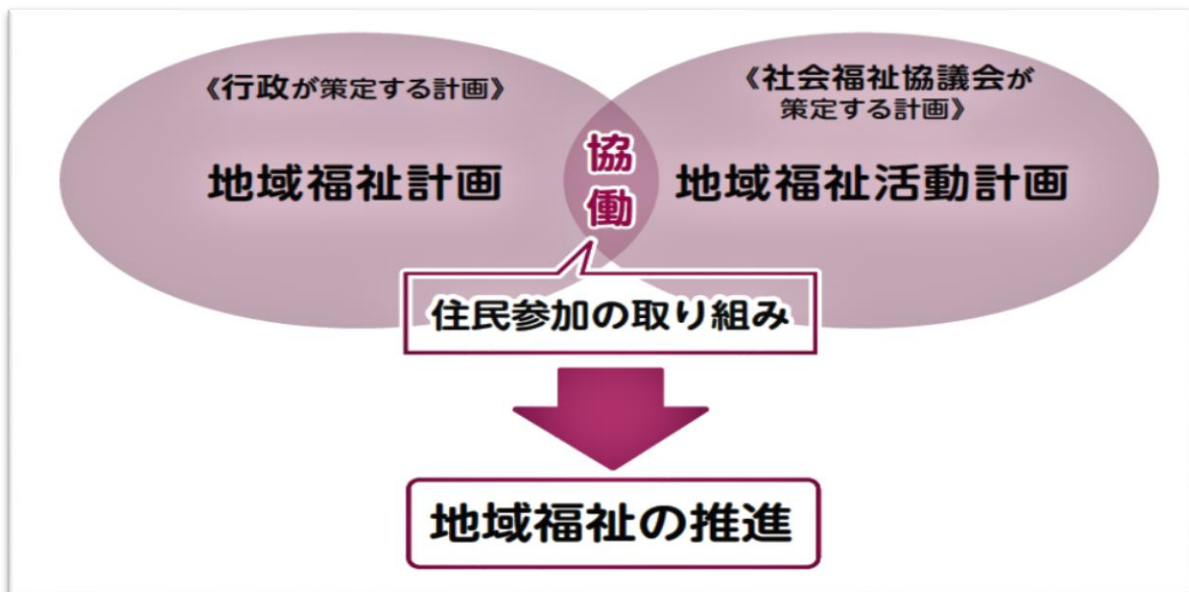
各目標に沿った施策を要支援者のニーズに合わせ、重層的かつ効率的に提供するとともに、社会参加に向けた継続的な支援を実施するためのシステムづくりに取り組みます。具体的には、以下の項目について検討を進めます。

- 1 包括的相談 : 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める窓口の設置
- 2 多機関協働支援: 複雑化・複合化した課題を各専門分野の支援機関が協議し、総合的な支援プランを作成し、多角的な支援を実施
- 3 伴走型支援 : アウトリーチ等の活用も視野に入れた中長期的な見守りや、継続的な支援体制の構築
- 4 社会参加支援 : 要支援者の自立と社会とのつながりを作るための支援体制の構築
- 5 地域づくり : 地域住民同士の交流機会を増やすなど、共助の精神を育み、地域共生の理念が根付くコミュニティづくり

※重層的支援体制構築のイメージ図



5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図



「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の違いとは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条第1項に基づき、市が策定する行政計画です。地域における、児童、障がい、高齢、保健・医療の分野ごとの福祉に関し、全ての地域で共通して取り組むべき事項などに重点を置いた計画です。

これに対して、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条第1項に基づき、社会福祉協議会が策定する具体的な活動計画です。地域住民に対する福祉への理解を深めるための事業や、福祉への住民参加を促す取り組みとともに、地区社会福祉協議会が実施する事業への支援を行うなど、地域の特性に着目した地域福祉の充実に重点を置いた計画です。

第4章 地域福祉計画

基本目標 1 健康でその人らしく生きられるまちづくり

施策 1-1 健康づくりの推進

《現状・課題》

我が国の平均寿命は世界最高の水準にありますが、がん・脳卒中・心疾患・糖尿病などの生活習慣病患者が増加するとともに、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる高齢者も増えており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが求められています。

地域で活力のある生活を送るための要となるのは、健康で生きがいを持って幸せな生活ができることであり、地域福祉の推進においても重要な視点です。市民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善していくことが大切であり、そのためには、様々な関係機関や団体との連携や民間の力の活用により、健康づくりが生活の一部になるよう市民意識の醸成と地域ぐるみの環境づくりが大切です。

本市における健康寿命は、延伸傾向にありますが、3大疾病、特に脳血管疾患による死亡率は国や県より高くなっており、若い頃からの食生活や運動などの生活習慣の改善などに取り組むことが重要です。

《今後の方向性》

市民一人ひとりが、心身ともに健康で充実した生活を送ることを目指し、まち全体で健康づくりにつながる仕組みや社会環境を整え、市民・地域・行政が互いに協力して「健康寿命」を延ばすための取り組みを行います。

《具体的な取組》

① 健康寿命を延ばす取組

生活習慣病の発症予防と早期発見に向け、「野菜の摂取」「朝ご飯を食べる」や「減塩」などの食育への取り組み、「運動習慣定着」へのアプローチを充実するとともに各種健診の「受診率向上」を図り、『高血圧ゼロのまち』を目指します。

医療・保健・教育・職域・地域などの様々な関係機関や団体との連携と民間の力の活用により、健康づくりが生活の一部になるよう市民意識の醸成と地域ぐるみの環境づくりを推進します。

② 高齢者の介護予防への取組

高齢者が身近な所で介護予防に取り組めるよう、高齢者元気アップ事業や出前講座などを実施し、介護予防の地域定着化と継続できる環境づくりを進めます。

《主な事業》

- ・ 高血圧ゼロのまちづくり事業
- ・ 元気アップトレーニング事業

施策 1 - 2

地域福祉施策の充実

《現状・課題》

市民アンケートの結果によると、福祉施策・サービスで今後充実してほしいと思うのは、高齢者を支援する事業と答える人が一番多く、次に子育てを支援する事業と答える人が多くなりました。また、自身が高齢者になったときのことを考えると不安を感じている市民も多いことから、適切な情報提供や相談体制の充実に加え、市民が安心して生活できるよう福祉サービスのあり方についての検討が必要です。

《今後の方向性》

誰もが家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢に関わらず、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、支援を必要とする人が、必要なときに、適切なサービスを利用できる環境を整備する必要があるため、支援者などと行政とが連携・協働して地域福祉を支えていく基盤の整備が必要になります。

そのため、適時適切な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係機関などと連携・協働し、支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう行政を中心とした公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者などによる多様な形態の福祉サービスの提供を支援します。

《具体的な取組》

① 子育て家庭への支援

安心して子育てができる社会を築くため、地域子育て支援センターや子育てサロンなどでの相談や交流事業の実施に加え、子育てに関する情報提供を行う

とともに、屋内子ども遊び場の運営支援により、親子が安心して遊び交流ができるよう環境作りに努めます。

また、子育て家庭の負担を軽減するため、こども医療費助成の窓口無償化を実施します。

さらに、共働き家庭などへの支援の取組として、育児の手助けができる人と手助けを必要としている人が会員となって、相互に援助し合うファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブなどの充実を図り、地域における子育て機能を強化し、子育てと仕事の両立を支援します。

なお、児童発達支援事業などについては、関係機関と連携し早期療育体制の充実や、個々のニーズにきめ細やかに対応できるよう支援体制の強化を図ります。

② 高齢者の在宅生活への支援

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、必要なサービスを切れ目なく提供し、在宅での自立した生活を支えるため、軽易な日常生活上の援助を行う自立生活支援事業を実施します。

また、一人暮らしの高齢者に対する見守りや安否確認のための事業を推進するとともに、緊急時の早急な連絡・援助体制を確立することで、不安の解消を図ります。

さらに、要介護高齢者への紙おむつ券の給付や、在宅介護者に対し慰労金を給付することにより、経済的負担の軽減や介護する意欲の向上を図り、在宅介護の継続を支援します。

③ 障がい者の自立生活への支援

障がい者の自立支援の観点から、施設から地域生活への移行、就労などの課題に対応したサービス提供体制の整備が必要であり、緊急時の受入れ対応、相談、体験の機会の場の提供など、地域の社会資源を連携させ、地域の実情に合わせたネットワーク体制を充実させます。

また、障がい者が適切なサービスの提供を受けるための相談支援体制の強化が不可欠であり、県などと連携し、相談支援専門員の確保・育成に努めるとともに、障がい者基幹相談支援センターを核とした相談体制の整備を図ります。

障がい者の就労支援の推進にあたっては、雇用、教育、医療などの分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であるため、関係機関による地域ネットワークの連携強化を図ります。

④ 低所得者世帯などへの支援

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活相談窓口を設置し、支援が必要な世帯に対しての相談・助言を行うとともに、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会などの関係機関との連携により適切な支援を行います。また、生活保護世帯に

対しては、就労相談員やハローワークなどの関係機関との連携により、自立に向けた支援を促進します。

⑤ シルバー人材センターへの支援

働く意欲と能力を持った高齢者の生きがいと社会参加を促進し、地域社会の活性化を図るため、シルバー人材センターの受注の拡大や会員数の増加など、より一層効率的に運営できるよう支援します。

《主な事業》

- ・ 地域子育て支援事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ こども医療費助成事業
- ・ 自立生活支援事業
- ・ 愛のひと声事業
- ・ 家族介護支援事業
- ・ 地域生活支援拠点等整備事業
- ・ 社会参加促進事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 児童通所支援事業
- ・ 就労移行・継続・定着支援事業 など

施策 1 - 3

民生委員・児童委員活動の推進

《現状・課題》

民生委員・児童委員は、住民の立場に立った最も身近な相談相手として、一人暮らしの高齢者の見守り活動や、子どもの健全育成、福祉サービスの紹介や関係機関への連絡など、幅広い活動を行っています。

また、その活動を通じて、地域における新しい福祉ニーズの発見や、各種支援機関とのネットワークを活かして問題解決へと導く立場にあることから、「地域福祉の推進役」としての役割が期待されています。

一方、その役割は重責かつ多種多様に及ぶことから、なり手不足が課題となっており、民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、地域住民にその正しい活動内容の理解を深めてもらう必要があります。

《今後の方向性》

地域社会の態様の変化や福祉に対する地域住民のニーズの多様化により、民生委員・児童委員の業務量は増加傾向にあることから、各種支援機関が依頼内容や業務内容をよく精査し、迅速に対応することで、民生委員・児童委員の負担の軽減に努めます。

また、民生委員・児童委員が一人で問題を抱え込まず、委員同士で情報共有や相談し合える場を確保するとともに、地区ごとの民生委員・児童委員の活動への支援をとおして、地区内の委員の連携を深め、活動の活性化を図ります。

さらに、地域住民の相談役としての資質の向上を図るため、様々な研修会への参加を促すとともに、その支援に努めます。

《具体的な取組》

① 見守り活動の充実

民生委員・児童委員の職務は広範多岐にわたりますが、活動の中心は日常的な声掛けや見守り活動です。日々の地道な活動の積み重ねにより、ちょっとした異変に気づくことができます。早期に適切な関係機関へつなぐことで、深刻な事態を回避することができるとともに、業務負担の軽減にもつながります。

また、活動をとおして体験した様々な福祉問題について、情報共有や意見交換をすることで、課題解決能力の向上などの効果が見込めることから、各地区の民生委員・児童委員の交流の場を設け、活動の活性化を図ります。

また、民生委員・児童委員の活動においては、市をはじめとする関係機関が保有する情報を提供する機会が多いため、関係法令などに基づいた適切な情報提供に努めるとともに、その利用に関しては、個人情報取り扱いに留意するよう注意喚起します。

② 研修会の開催

地域住民の身近な相談相手として、日々、福祉活動に携わる民生委員・児童委員自身の資質の向上にもつながるよう、必要な各種研修会を開催するとともに、国・県をはじめとする関係機関が開催する研修会への参加を促し、必要な知識や技能の習得を目指し支援を行います。

また、機会を捉えて、民生委員・児童委員の活動としてどこまで対応すべきかという活動指針をまとめた資料を配布することで、委員自身の負担軽減を図ります。

《主な事業》

- ・地区民生委員・児童委員協議会の開催
- ・民生委員・児童委員研修会の実施と他機関開催研修会への参加促進

- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動のヒント作成・配布
- ・ 社会福祉団体活動費補助金
(足利市民生委員児童委員連合会・地区民生委員児童委員協議会)

施策 1-4 人権の擁護・個人の尊厳を守る取組

《現状・課題》

全ての市民が幸せに生きるために、誰にでも認められる基本的な権利が「人権」です。しかし、一部では子どもや高齢者、障がい者への虐待や差別に加え、性的少数者(LGBT)への偏見などにより、その権利が脅かされている現実があります。

厚生労働省の2019年度の調査によると、子ども・高齢者への虐待件数とともに、障がい者に対する両親や兄弟などの養護者、施設の職員や雇い主からの虐待も増加しており、過去最多となっています。

本市においても、子どもへの虐待や配偶者など親密な関係にある人からの暴力(DV)に関する相談はともに増加傾向にあり、相談内容も年々多様化、複雑化、深刻化しています。

全ての市民が、家庭・地域・職場・施設など生活の様々な場面において、人権をはじめとする様々な権利が侵害されることなく、虐待などにより個人の尊厳が冒されることのないよう取り組んでいく必要があります。

《今後の方向性》

地域において、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、配偶者などからのDVや生活のあらゆる場面で様々な差別や偏見による人権侵害を防止するとともに、早期発見や問題を解決するための啓発活動の強化に加え、地域の見守り活動を推進します。

また、窓口における相談体制や支援体制を充実させるほか、虐待の通報義務などについて周知を図り、民生委員・児童委員や地域住民と関係機関との連携を密にしながら、要支援者の早期発見に努めます。

《具体的な取組》

① 障がい者への理解の促進

障害者差別解消法のもと、「障害者週間」の周知・啓発を行うことで、障がいや障がい者に対する理解の促進に努めます。

また、障がいにも様々な種類や特性があり、それぞれに応じた支援方法についての理解を促進するための普及・啓発を行います。

② 虐待防止への取組

虐待を受けている可能性がある子どもについては、「子ども家庭総合支援拠点」において、関係機関の迅速な連携の下で早期発見や適切な保護を図ります。また、虐待が疑われるサインを見逃すことなく、いち早く関係機関の対応に結び付けるために、地域での気づきを促すための啓発活動を行います。

また、DVの防止や被害者の保護のために、周知や意識啓発を推進するとともに、関係機関などと連携し、早期発見と早期対応が図れるよう取り組みます。

高齢者については、地域包括支援センターを中心に、虐待防止の啓発・予防のための介護に関する相談や介護者の孤立予防に取り組みます。また、早期発見・早期対応のため、介護事業所、ケアマネジャー、民生委員・児童委員などと連携を強化します。

障がい者については、障害者虐待防止センターが中心となって事業所や市民に対し普及・啓発に努め、子どもや高齢者の関係機関とも連携を図ります。

③ 自殺対策への取組

自殺対策を支える人材育成の強化に取り組みます。また、様々な機会をとおし、自殺予防の啓発と相談窓口などに関する情報の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を強化し、自殺対策の推進を図ります。

さらに、様々な悩みを抱え、生きづらさを訴える人たちの話を受け止め、辛い気持ちに寄り添うことで、問題解決に向けて前向きな行動がとれるように導く「いのちの電話」活動への支援を行います。

④ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校・家庭・地域・職場など様々な場面において、一人ひとりの人権を大切に学習機会などを設けるとともに、関係団体も含め相互の連携を図ることで、人権教育・啓発を推進します。

《主な事業》

- ・ ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発事業
- ・ ゲートキーパー研修
- ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間の周知
- ・ 相談窓口一覧の配布
- ・ 社会福祉団体活動費補助金（栃木いのちの電話）
- ・ 総合相談事業
- ・ 認知症家族の会（いやしの集いあしかが）
- ・ 権利擁護事業
- ・ 子ども家庭総合支援拠点事業
- ・ 人権教育及び研修

基本目標 2 安全で安心して暮らせるまちづくり

施策 2-1 地域ぐるみでの防犯活動

《現状・課題》

本市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は、平成22年では1,927件でしたが、その後、徐々に減少し続け、令和3年には659件となりました。犯罪の種類としては、「自転車などの乗物の盗難」、「車上ねらい」、「空き巣などの窃盗犯」が全体の7割以上を占めており、今後も犯罪の被害を未然に防ぐための取り組みが求められています。また、近年、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質な訪問販売などの被害の増加、また犯罪には至っていないものの、子どもや女性を狙った不審者情報も多くみられます。

地域の安全を守るためには、「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、まず地域でできることから始めることが重要です。同時に、市民と行政、警察が連携して、組織的な防犯対策を行う必要があります。

また、全国的に犯罪件数は減少傾向にあるものの、再犯率が上昇していることから、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国とともに地方自治体も保護司などと連携を図りながら、再犯防止等に関する施策を講じる責務が求められています。

《今後の方向性》

犯罪の被害を未然に防ぐための啓発活動や、消費者保護の取り組みなどの各種防犯対策を実施することにより、地域住民の防犯意識を向上させるとともに、被害者の支援体制の整備に努めます。

また、罪を犯してしまった人が繰り返し過ちを犯すことがないように、地域において再犯防止への理解を深める機運の醸成に努めます。

《具体的な取組》

① 地域防犯活動の推進

警察や防犯協会が中心となり、地域安全防犯推進協議会などとの連携により、防犯パトロールや防犯診断などの活動を行うとともに、防犯意識を高める啓発を行います。

また、自治会が設置している防犯灯の機能を維持し、犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。

② 児童・生徒の安全・安心政策の充実

通学路の安全を確保するために、下校時を中心に、PTAや老人クラブなど地域の方による見守りを含めた巡回パトロールを行うとともに、協力店舗や住宅を緊急避難時の駆け込み先として設置し、地域社会が一体となり安全・安心対策に取り組めます。

また、不審者の出没情報などをメールなどで提供し、より多くの市民の目で犯罪の防止、子どもたちの安全確保が図られるよう、登録者の増加に努めるとともに、「こども見守りのまち」ステッカーの取組みをまち全体に広げ、子どもの見守り体制の強化に努めます。

加えて、それぞれの小学校で安全マップを作成し、子どもへの指導に活用するとともに、保護者や関係機関などへ、防犯への協力依頼を行うなどの啓発に努めます。

③ 再犯防止への取組

更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、地域における再犯防止への理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組めます。

《主な事業》

- ・「こども見守りのまち」ステッカーの掲示
- ・付き添い、巡回パトロールの実施
- ・「子どもを守る防犯情報」の提供
- ・安全マップの作成
- ・社会福祉団体活動費補助金（足利保護区保護司会・足利市更生保護女性会）
- ・足利市地域安全推進事業交付金（足利市防犯協会）
- ・「社会を明るくする運動」の実施

施策 2-2

地域防災力の向上

《現状・課題》

令和元年東日本台風（台風第19号）を契機に、地域のつながりの重要性が再認識され、災害に備えた地域のあり方の見直しが求められています。地域が一体となった災害対策を進めるためには、まず自分の身を自分で守る「自助」、地域や近隣の人が互いに協力し合う「共助」の意識を高め、市が行う「公助」と連携しながら、施策を進めることが必要となります。

本市では、災害発生時や災害が発生するおそれがあるときは、地域防災計画に基づき地域住民に対して避難情報の発令を行います。「高齢者等避難」が発令された場合は、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが避難することになっており、家族や地域住民による避難行動の支援が必要となります。

近年、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的な課題となっていますが、災害に迅速に対応するためには、地域住民同士の支え合いが不可欠となります。災害に対する備えを実践するとともに、いざという時に助け合うことのできる地域づくりを啓発する取組が必要です。

《今後の方向性》

災害時の対応は、自主防災組織を整備することでより迅速に的確に行うことが可能となります。支援を必要とする人や避難行動などの情報を地域で共有し自身がどのように避難するのかを含めた災害時の体制づくりが求められています。

災害に備え、自主防災組織、市社会福祉協議会、消防団及び民生委員・児童委員などが役割分担を明確にし、災害がいつ発生しても対応できる体制づくりを進めます。

《具体的な取組》

① 情報伝達体制の整備

台風や土砂災害などの災害時における「高齢者等避難」の情報や、避難所開設状況を自治会長や民生委員・児童委員に地域連絡網や電子メールなどで配信し、市民への迅速な情報伝達を図ります。

② 自主防災組織との連携強化

防災に強いまちづくりには、地域住民の防災意識を高めることが重要であることから、自主防災組織との連携強化を図るとともに、日頃からの準備や災害時

の行動・対策を具体化した「地区防災計画」の作成を推進します。

③ 要配慮者支援体制の強化

災害時における要配慮者の安全確保について、具体的な行動がとれるよう足利市地域防災計画に基づき、要配慮者対応マニュアルを整備し、その普及に努めます。

また、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿や、個別プランを整備し、平時から避難支援等関係者間で情報共有をすることで、災害時の支援体制の強化を図ります。

④ 防災訓練・避難訓練などの推進

突然発生する災害に地域住民が適切に対応できるよう、地域での防災訓練・避難訓練などの実施を推進します。

《主な事業》

- ・ 防災訓練助成事業
- ・ 地区防災計画策定促進事業助成金
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成
- ・ 防災リーダー研修会
- ・ 防災用資器材配布事業
- ・ 防災講話（出前講座）
- ・ 情報伝達訓練
- ・ 避難所開設・運営訓練
- ・ 防災倉庫備品等整備
- ・ 台風接近時などにおける社会福祉施設への一斉メールによる注意喚起
- ・ ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発事業
- ・ 防災情報電話一斉伝達システム事業
- ・ 地域防災活動保険事業

施策 2-3

移動手段の確保とバリアフリー化の推進

《現状・課題》

交通手段の確保は、運転免許を持たない高齢者や障がい者など、地域で生活する人たちにとって非常に重要な課題です。特に、公共交通の空白地帯においては、地域住民と共に勉強会を開催するなどして、地域の実情に応じた対策がとれるよう検討していますが、効果的な方法が見つからない現状があります。

また、外出する際の道路や、目的地の各種施設などにおいてバリアフリー化が徹底されていない現状もあり、自分の意思で自由に外出できるような生活環境はまだ整っていない状況です。

《今後の方向性》

地域において、誰もが安心して自分らしい生活を送るために、個人の特性に応じた移動手段が確保されるよう制度の充実を図るとともに、住民主体による持続可能な移動支援体制整備への支援方法について検討していく必要があります。

また、高齢者や障がい者の移動などの円滑化を図るために、道路や各種施設におけるより一層のバリアフリー化を推進していく必要があります。

《具体的な取組》

① 生活路線バスの運行・外出支援の促進

日常生活に欠かせない移動手段の主軸として、より利便性の高い公共交通サービスの実現を目指します。また、公共交通のみではカバーできない地域の高齢者などの外出を支援するため、地域が主体となって取り組む対策への支援を行います。

② 障がい者の移動支援制度の充実

障がい者の行動範囲を広げ、社会参加の機会を増やすために、個人の特性に応じた移動手段を確保できるよう、制度の充実を図ります。

③ 道路・公共施設等の整備

道路については、高齢者や障がい者が安心して通行できる段差の少ない歩道の整備に努めるとともに、安全な道路環境を整えるため、道路表示などの設置や交差点の視認性向上などを図ります。

公共施設については、関係機関と連携を密にしながら、高齢者や障がい者が円滑に利用できるようスロープ、自動ドア、障がい者用トイレの設置や、段差の解

消を図るとともに障がい者用駐車場の整備など計画的に改修・整備を進めます。

④ 民間建築物のバリアフリー化の促進

民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に沿って、高齢者や障がい者などにやさしいまちづくりを推進します。

《主な事業》

- ・生活路線バス運行運営事業
- ・お出かけ創造チャレンジ事業
- ・福祉タクシー券交付事業
- ・身体障害者自動車改造費助成事業

施策 2 - 4 相談体制の充実と整備

《現状・課題》

近年増加する認知症高齢者や、精神疾患などによる障がい者の増加に伴い、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、消費者トラブルなどに関する相談件数の増加が見込まれます。

また、世帯構成やライフスタイルの多様化を受け、住民の福祉ニーズも多様化・複雑化しており、高齢の親が障がいのある子どもを介護する「老障介護」、育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、貧困が親から子へ引き継がれる「貧困の連鎖」、高齢の親が中高年の引きこもりの子どもを支える「8050問題」など、多様で複合的な問題が生じています。

足利市では、相談内容に応じて、関係部署や外部の専門機関と連携し、複合的な支援に取り組んでいますが、組織や制度の違いにより、きめ細やかな支援が難しい状況です。

こうした中で、制度の縦割りを超えて、複合的かつ包括的に問題などを受け止め、支援するための重層的な相談窓口の体制づくりが求められています。

《今後の方向性》

多分野にわたる複雑で複合的な問題を抱える住民の諸問題に対応できるよう、国や県が設置する専門相談窓口など関係機関との連携を強化し、重層的な相談支援体制を整備します。

また、高齢や障がいなどにより判断力が低下している方々を始めとして、住民誰もが持っている権利や財産を守り、安心して生活できるよう、様々な機会をとらえて情報発信するとともに、消費者教育などの充実を図ります。

《具体的な取組》

① 包括的な相談体制の充実

多分野にわたる横断的な課題への対応とその解決に向けて、福祉・保健・医療その他生活関連分野が連携し、多種多様な問題を包括的に受け止め、解決する体制の整備に努めます。

② 消費者トラブル解決への支援、消費者教育の推進

消費生活相談に対応する体制を維持し、複雑化・多様化する相談解決に向け支援します。また、消費者被害未然防止のため出前講座・広報などの実施により消費者教育・啓発などを推進するとともに、一人暮らしの高齢者などについては、関係部署・関係機関と連携し見守り活動を行います。

③ 多重債務相談への対応

消費生活センターへ寄せられた多重債務相談については、相談内容により専門機関などへつなぎ、問題解決の支援をします。

《主な事業》

- ・ 総合相談事業
- ・ 消費生活講座の開催
- ・ 生活困窮者自立支援相談

施策 2－5

成年後見制度の利用促進

《現状・課題》

私たちは誰もが、「地域で自分らしく暮らし続けたい」と願っています。国は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築の実現を目指しています。足利市では、地域包括ケア推進担当を設置し、地域で支え合う社会を推進していますが、一方で、認知症や、知的障がい、精神障がいなどのため、意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、権利を擁護するための支援が必要となります。国においても「成年後見制度利用促進に関する法律」により、成年後見制度の利用促進を求めており、成年後見制度が確実に利用できる仕組みづくりや取り組みを計画的に進める必要があります。

《今後の方向性》

地域に暮らす一人ひとりの市民の尊厳を守るために、社会福祉協議会や家庭裁判所などの関係機関とも密接に連携して、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・支援に取り組みます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度を高め、利用を促すとともに、意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人などを取り巻く支援環境の整備を進めます。

さらに、後見活動や日常生活支援を担う後見人や支援員などを増やしていく取り組みを行います。

成年後見制度の利用促進に関する施策として計画的に取り組みます。

《具体的な取組》

① 中核機関および地域連携ネットワークの体制整備

中核機関を設置し成年後見制度に関する知識や理解の普及・啓発を行うとともに、相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。

また、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行えるよう後見人支援機能の構築のための地域連携ネットワーク体制の整備を図ります。

さらに、市民後見人育成と活用に向けた取り組みを行います。

② 成年後見制度の利用に関する助成制度の充実

《主な事業》

- ・ 権利擁護事業（再掲）
- ・ 成年後見制度利用促進事業

基本目標 3 地域を支える担い手づくり

施策 3-1 市民の自主的な地域福祉活動に対する支援

《現状・課題》

地域福祉は様々な組織の活動により支えられていますが、市民生活の多様化や抱える問題の複雑化などにより、今までの福祉制度にはあてはまらない、いわゆる制度の狭間の問題も多くなっています。

また、福祉の「支え手」「受け手」という関係性を超えた『地域共生社会』の実現を目指すうえで、地域の特性を活かした住民による自主的な福祉活動の活性化が期待されますが、地域住民の高齢化などにより、地域における福祉活動の担い手不足が課題となっています。

既存の組織による地域福祉活動の活性化と合わせて、制度の狭間で問題を抱えている人達への支援ができるような、柔軟性のあるNPOやボランティア団体などの発掘とその活動への支援が必要です。

《今後の方向性》

地域福祉の担い手不足への対応として、これまでボランティア活動に参加したことのない人たちにも興味・関心を持ってもらい、地域での福祉活動への理解を深め、活動の裾野を広げていく取り組みを進めます。

また、地域福祉を支える活動の情報提供や講座の充実などを図り、多くの住民が地域の問題を「我が事」として受け止められるような意識啓発を推進します。

一方、NPOやボランティア団体などと既存の地域福祉に関わる団体などの連携が求められており、その地域の実情に応じて将来を見据えた活動に取り組めるよう支援をします。

《具体的な取組》

① 自治会活動などへの支援と参加促進

自治会は、地域に住む人々が協力し合い、様々な活動を行いながら、明るく住みよいまちづくりを目的に、地域住民の意思によって組織された団体であり、地域福祉活動を推進していくうえで、重要な役割を担っています。

地域共生社会の実現に向け、自治会活動への支援を行うとともに、自治会への加入促進や自治会活動への参加の呼びかけなどを行います。

② NPO・ボランティア活動などへの支援

地域福祉を充実させていくうえで、NPOやボランティア団体などの活動は、大きな役割を担っていることから、NPO団体の設立などの支援や、地域福祉活動を幅広く普及させるための勉強会・講演会を開催し、知識の習得や意欲の向上を図ります。

③ 地区社会福祉協議会活動などへの支援

市内22地区にある地区社会福祉協議会が地域の実状を踏まえ、地域に根差した活動をさらに充実させるための支援を行います。また、地域福祉指導員を配置し、地域住民が自ら問題を解決するための支援や指導を行います。

《主な事業》

- ・ 市民活動支援補助金事業
- ・ 「みんなの自治会」パンフレット配布
- ・ 地区社会福祉協議会活動費補助金
- ・ 地域福祉指導員設置費補助金

施策3-2

地域福祉を支える人材の発掘と活用促進

《現状・課題》

生活課題が多様化・深刻化する中で、地域での様々な困りごとを解決するための住民同士の身近な支え合いはますます重要となっています。困りごとを抱えた方の悩みを聞き、その解決につながるような橋渡し役を担う人材が、今後の地域福祉には欠かせない存在となります。

現在、地域福祉の中心的な役割を担っている民生委員・児童委員は、社会環境の変化などにより、担う業務がさらに複雑化し増大している状況です。また、勤労者の定年が延びていることや、定年後も働き続ける人が増加したことなどにより、担い手が見つかりづらくなっている現状があります。

《今後の方向性》

民生委員・児童委員などの限られた人だけではなく、全ての地域住民が地域福祉を推進する役割を担っており、地域福祉を支える構成員です。地域住民が地域の課題を我が事として捉え、支え合いの輪へ主体的に参加する意欲を高めていく取組が必要とされています。

地域の福祉課題を地域住民が主体となって解決できるような体制づくりの中心となる新たな地域のリーダーを発掘するとともに、その育成に努め、実際の活動へと発展できるような体制づくりに取り組みます。

《具体的な取組》

① 福祉講座や研修会の実施

市民の福祉への理解を深めていくため、公民館事業や小中学校の総合的な学習の時間などの授業を活用し、福祉体験プログラムをはじめとする福祉活動に関する研修や講座、体験学習などを実施していきます。また、それらの機会を積極的に利用してもらえよう、関係機関との連携強化に努め、幅広い層の市民の参加を促します。

② 専門的知識、技術を活かしたボランティア人材の発掘と活用の促進

地域住民の支え合いによる地域福祉を目指すには、多様な人材が必要となるため、通訳や看護師、保育士など、様々な専門知識やスキルを有する住民のボランティア活動への参加を促進します。

③ 民生委員・児童委員活動への理解促進（関連：施策1-3）

民生委員・児童委員が地域福祉の担い手として円滑に活動を行うことができるよう、活動強化週間を中心に地域住民に対し活動内容の普及を行います。

また、民生委員・児童委員の活動内容への正しい理解を深めてもらうとともに、その必要性を認識してもらうことで、担い手不足の解消の効果も期待できます。

《主な事業》

- ・市民活動・ボランティア団体などの登録促進
- ・民生委員・児童委員の日、活動強化週間の啓発協力

施策 3-3

ボランティア活動への参加促進と情報提供

《現状・課題》

地域共生社会を目指すにあたり、地域活動へのボランティアの参加が必要とされています。

市民アンケートの結果によると、現在何らかのボランティア活動に参加していると答えた人は全体の10%でした。活動内容としては、「子どもを対象とした活動」が最も多く、次に「自治会活動や高齢者を対象とした活動など」が多くなっています。

一方、現在ボランティア活動に参加していない人の中で、今後ボランティア活動をやってみたいと答えた人は、全体の60%を超えていることが分かりました。

さらに、ボランティア活動を活性化するために必要なことの第1位は「活動の情報提供」、第2位は「広報・啓発の充実」との回答が上位を占めました。

これらの結果から、ボランティア活動への興味関心はあっても、具体的な情報が届かないことで、実際に参加する機会につながらない現状があります。

《今後の方向性》

アンケート結果から、ボランティア活動に関する情報提供、多様な活動プログラムづくり、参加のきっかけづくり、参加希望者を希望する活動と結びつけるマッチングなどが必要となります。

あらゆる世代を対象に広く活動について周知を行い、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、福祉やボランティアに関心がある方を実際の活動に結びつけるため、参加しやすい環境づくりが必要です。

また、市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや市民活動センターのネットワークを活用し、ボランティア活動に関する情報を収集し、活動を充実させるための情報や研修などの情報を提供します。

さらに、広報紙や市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用し、ボランティア活動の情報や募集情報を提供します。

《具体的な取組》

① 情報提供

市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや市民活動センターのネットワークを活用し、各種ボランティアの活動状況や募集情報をタイムリーに発信し、幅広い世代の市民がボランティアに関心を持ち、参加しやすい環境を整

えます。

また、広報紙や市ホームページでは、市民活動センターや市内のボランティア団体などの活動状況を随時提供することにより、市民のボランティア活動への参加を促進します。

《主な事業》

- ・ 広報紙「あしかがみ」・ホームページなどへの掲載
- ・ 市民活動センターの運営

施策 3-4

民間との協働による地域づくりの促進

《現状・課題》

地域のつながりの希薄化が問題視される一方、地域での見守りなどを必要としている認知症高齢者や一人暮らしの高齢者は増加しています。

2019年に内閣府が発表した資料によると、日本における65歳以上の高齢者の数は全人口の27.7%を占めています。本市においても、32%を超えており、高齢者世帯の割合も緩やかに上昇しています。

今後も高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯は増加することが予想されており、行政だけではなく、民間の能力を活用した、支え合いの地域づくりが求められています。

《今後の方向性》

誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを行う上で、各種団体や民間事業者などの連携は必要不可欠です。福祉関連の団体に限らず、市民生活に関わる様々な団体などが、それぞれの能力や特性を活かした地域との関わりを持ち、地域の見守りネットワークを構築することで、様々な問題の未然防止と早期発見を目指します。

《具体的な取組》

① 民間福祉サービスの普及

商工会議所が実施している「愛のひまわり運動」（ひとり親家庭、障がい者、高齢者を対象に加盟店で割引が適用される制度）の周知と加盟店募集への支援を行います。

② 各種団体による高齢者の見守り活動の推進

高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心な生活が送れるよう、行政と地域住民が連携し、見守り活動を行いながら問題の早期発見に取り組みます。

現在、市内35団体と見守り活動の協定を結んでいます。さらなる充実を図るために、新たな団体との協定締結を目指します。

③ 市民団体と行政による協働事業の推進

民間の能力を活かした市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市の施策などにおけるテーマに対して、市民団体などから企画提案を募集し、市民と行政が協働して地域福祉の充実に向けた事業を実施します。

④ 生活支援体制整備事業の推進

高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態の軽減・悪化防止など支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図ることを目的とします。地域住民や関係機関・団体、企業の関係者など様々な人が連携しながら、協議体や生活支援コーディネーターの活動により、高齢者を支える地域づくりを進めます。

《主な事業》

- ・愛のひまわり運動の周知
- ・足利つながるネット事業（35団体との協定締結）
- ・「市民力」創出協働事業
- ・生活支援体制整備事業

基本目標 4 支え合い・ふれあいの続くまちづくり

施策 4-1 地域住民の交流の場の提供

《現状・課題》

社会構造の変化に伴い、核家族や単身世帯、共働き世帯などが増加し、地域住民の交流機会が減少し、地域コミュニティ機能が低下していると言われています。

このような中、地域で安心して生活を送るため、また、地域での支え合い・助け合いを浸透させるためには、年齢の違いや障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に交流でき、ふれあえる場を確保する必要があります。

また、地域に住む要配慮者などへの理解を深め、地域住民自らが地域の問題を一体となって解決していくためのネットワークを地域で創り上げていくことが望まれます。

《今後の方向性》

子育て中の親子や高齢者などを地域全体で見守り、安心した生活を送れるようにするため、引きこもりや孤立の防止とともにコミュニケーションの活性化などを目的とした、身近な地域における仲間との交流活動の場の提供とその支援を行います。

また、地域住民の福祉への関心を高め、地域コミュニティの活性化を図るためにも、地域住民と福祉施設などとの交流を促進し、福祉施設などを核とした地域福祉の充実を目指します。

《具体的な取組》

① 地域ぐるみの子育ての推進

子育て中の保護者が、親子で気軽に、自由な雰囲気の中、子ども同士の交流や親同士の悩み事の相談、情報交換など仲間づくりができる場となる地域子育てサロンの設置や子育てサークルの育成を進めます。

また、民間の教育・保育施設と連携を図り、地域の子育て支援の充実に努めます。

② 高齢者ふれあいサロンの設置支援

高齢者が家に引きこもることなく積極的に外出し、近隣の住民とふれあう中

で、生きがいを持って健康な生活が送れるよう、高齢者ふれあいサロンの設置を支援します。

③ 地域住民の交流を目的とした福祉施設の利用促進

地域コミュニティ機能の活性化と地域住民のネットワークを構築するために、地域住民のふれあいや、交流の機会を増やす取り組みが必要です。その活動の拠点として、地域の公共施設や社会福祉施設などの利用促進に努めます。

《主な事業》

- ・子育てサロン
- ・高齢者ふれあいサロン開設費補助金
- ・老人クラブ助成金
- ・公民館事業（家庭教育学級、乳幼児学級）

施策 4-2

福祉の心を育むための交流などの促進

《現状・課題》

独居世帯や核家族、ひとり親家庭、外国人世帯の増加などにより、市民の価値観の多様化や生活様式が変化し、地域社会の連帯感が希薄となる中、地域活動の推進や地域住民が互いに協力して助け合える「つながり」のある地域社会づくりが求められます。

世代や国籍を超えたコミュニケーションから、地域で生活する様々な人に対する理解と共感が生まれ、地域全体が福祉に興味関心を持ち、お互いに理解し合えるまちにするために、地域住民が気軽に地域活動へ参加できるような仕組み・環境の整備が求められています。

《今後の方向性》

今日の福祉教育は学校だけにとどまらず、地域においても大変重要となっています。

子どもや住民に対し、福祉体験の場を設けたり、誰しもうる可能性のある認知症についての正しい理解や対応を学ぶ講座などを開催したりする中で、相手を理解し思いやる心を育みます。

また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の交流を図り、高齢者の生きがいづくりや、子どもたちの健全育成に努めるとともに、言語や文化の違いに関わらず、同じ地域に住む一員として交流を深めていく仕組みづくりや環境の整備を進めます。

《具体的な取組》

① 保育所や学校での地域住民との交流推進

保育所や小中学校の地域交流事業として、地域の高齢者などを交えて様々な行事や活動を行います。同じ地域に住む、世代を超えた人と人との交流により、高齢者の生きがいつくりや子どもたちの健全育成に努めます。

② 地域ふれあい活動の促進

自然を活かした遊び、伝統的な文化に触れる体験などをおして、他者に対する思いやりや物を大切に作る心を育むため、子どもたちの交流や親子で参加できるイベント、高齢者とのふれあいなどの講座を実施します。

また、これらの活動を通して、地域の人と人との出会いの機会を増やし、ふれあい、語り合うことで地域の交流を深めます。

③ 外国人との交流支援

同じ地域に住む住民として相互理解を深めるために、地域に在住する外国人と住民との交流の場を提供し、外国人が地域で暮らしやすい環境づくりに努めます。

《主な事業》

- ・ 地域活動事業
- ・ 地域ふれあい講座の実施
- ・ 少年の仲間づくり事業（少年の砦）
- ・ 多文化共生推進事業

施策 4 - 3

生涯学習機会の提供

《現状・課題》

社会情勢が著しく変化する中で、新しい知識や技能を身につけ、社会の変化に順応した生き方を学ぶことが一層求められています。また、誰もが地域で生きがいを持って生活していくために、幅広く学習の機会を提供することで地域住民の交流の促進や自己啓発意欲の醸成などの効果が期待できます。

本市では、公民館などの公共施設を拠点に、各種講座の開催や、イベントなどの事業を実施していますが、今後さらに多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、ライフステージに合わせて生涯学習に取り組むことができるよう環境を整備していく必要があります。

《今後の方向性》

多様化する市民ニーズに対応するために、市民が必要とする学習情報を適宜発信するとともに、市民の学習意欲の高揚を図るため、時間や場所など参加しやすい条件に配慮し、誰もが参加しやすい学びの場の提供を目指します。

また、新たな学習意欲の喚起に向け、学んだ知識や技術などの発表の場を設けるなど、学習の継続を目的とした仕組みづくりを目指します。

《具体的な取組》

① 多様な学習機会の提供

公民館などにおいて、年齢やライフスタイルに応じて、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って地域で生活していくために、多様な学習機会を提供します。

また、公民館事業や関係機関・団体の講座などをホームページに掲載するとともに、公民館の窓口などで案内の冊子を配布するほか、ホームページにおいて、市民が必要とする学習情報を提供することにより、市民の生涯学習への意欲向上や学習参加の機会の提供に努めます。

② 学習意欲の増進と成果の活用

日本最古の学校「足利学校」の学び合い、自学自習の精神を受け継ぎ、市民の学習意欲の高揚を図るため、市民の模範となる積極的な生涯学習活動を行っている個人や団体を表彰するほか、市内各所で開催される各種講座に単位認定制度を導入し、足利学校にちなんだ称号などを授与します。

また、これらの各種事業を広報紙やホームページなどでの普及・啓発を図るとともに、学びの成果の発表の場を設けるなど、学習意欲の維持向上を図る仕組みや、学んだ成果を地域社会に適切に還元し、地域で活躍できる人材育成を目的とした体制づくりに努めます。

《主な事業》

- ・ 公民館事業（各種学級講座等）
- ・ 生涯学習奨励賞
- ・ 市民大学あしかが学校
- ・ 「自学自習のてびき」の作成
- ・ 市民企画講座などの実施

施策 4 - 4

社会福祉協議会活動への支援

《現状・課題》

社会構造や生活様式の変化、価値観の多様化などにより、福祉ニーズも複雑化しています。市内22地区の地区社会福祉協議会の活動を支援する市社会福祉協議会は、地域福祉施策を推進していくうえで中心的な役割を担っているため、その運営を一体的に支援する必要があります。

市民アンケートの結果によると、市社会福祉協議会で行っている事業の中で、「心配ごと相談や弁護士相談」、「居宅介護支援事業」について特に力を入れてほしいと答える市民が多くいました。

また、市社会福祉協議会が実施する各種事業などは、地域福祉の充実や共生社会の実現に向け、欠かせないものとなっており、市と社協それぞれの持つ役割や特性を活かしながら、さらなる連携を図る必要があります。

《今後の方向性》

本計画と市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、共に本市の地域福祉の充実を目的とするもので、その目標の実現には「住民の自主的活動」が必要不可欠である点も共通しています。

本計画では、両計画を統合することで、共通の基本目標の元にそれぞれの役割を明確化し、より効率的かつ効果的に計画を推進する体制を整えるとともに、計画の実現に向けて相互に補完し合い、きめ細かい住民サービスの提供のために、さらなる連携強化を図ります。

《具体的な取組》

① 各種活動への支援と連携強化

地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会の活動を充実させるために、社会福祉協議会活動への支援を行うとともに、活動内容のPRなどに協力します。

また、様々な立場の地域住民により組織された地区社会福祉協議会をはじめとする各種団体などとも連携を図りながら地域福祉の推進に取り組みます。

《主な事業》

- ・ 足利市社会福祉協議会交付金
- ・ 地区社会福祉協議会活動費補助金（再掲）

第5章 地域福祉活動計画

基本目標1 「健康でその人らしく生きられるまちづくり」

★現状・課題

少子高齢化や核家族化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの価値観や福祉ニーズが多様化しています。また、一つの世帯において複数の困りごとが存在している状態（8050問題^{※1}や、介護と育児のダブルケア^{※2}、ヤングケアラーなど）、ひきこもりや地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化しています。

このような課題を解決するための情報をどこから得たら良いかわからないなどの市民アンケート結果もあり、SNS等^{※3}を活用した情報発信に、より一層取り組む必要があります。

★今後の方向性

すべての人が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住民同士が支え合う「地域共生社会」^{※4}の実現に向けて地域福祉を推進していきます。また、地域住民のつながりの再構築や居場所づくりなどの支援を行うとともに、多様性を認め合う地域づくりを進めます。

★具体的な取組

1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

一人ひとりの個性やライフスタイルを尊重し、様々な地域生活課題を抱えながらも、孤立せず安心して暮らせるよう関係機関・団体と連携し、地域福祉の推進に努めます。

2 シニア世代の社会参加の促進

シニア世代の健康や生きがいのために、様々な社会参加を促進するための相談と支援を行い、福祉の増進を図っていきます。

3 老人クラブへの支援

高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくためには、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。高齢者が行う様々な活動が円滑に行えるよう、老人クラブ連合会及び地域の老人クラブを支援していきます。

4 情報共有体制の充実

社協だよりやホームページ、Instagramなどを活用し、各世代のニーズに合う方法で地域福祉に関する情報や地区社会福祉協議会の活動などを発信し、地域の情報の共有化に努めます。

★主な事業

- ・ 地区社会福祉協議会への支援
- ・ 高齢者等の救急時安心事業「安心キット」^{※5}
- ・ 高齢者の社会参加の相談対応
- ・ 老人クラブ活動の支援
- ・ 社協だより、ホームページ、Instagram等による情報発信

用語の説明をします。



※1 8050問題とは・・・

ひきこもりの子を持つ家庭が、高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒見るケースが増えているという社会問題のことです。

※2 ヤングケアラーとは・・・

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

※3 SNSとは・・・

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上のコミュニティサイトのことです。情報発信やユーザー同士でつながりを持つこともできます。

※4 地域共生社会とは・・・

子どもや高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のことをいいます。

※5 高齢者等の救急時安心事業とは・・・

独居高齢者、高齢者夫婦世帯、日中独居高齢者、障がい者世帯等で希望する方を対象にしています。

本人の医療情報や緊急連絡先を記入した「安心キット」を冷蔵庫に保管し、緊急時の救急対応に備えておくことで、人命救助の一助となることを目的に地区社会福祉協議会が中心となって実施している事業です。

基本目標2 「安全で安心して暮らせるまちづくり」

★現状・課題

近年、全国的に水害や地震被害などの自然災害が頻発しています。自分や家族、地域住民の命を守り、被害を受けたとしても早急に復旧復興できるよう日頃から備えることが求められています。

さらに、新たな感染症の蔓延により、私たちの日常が大きく変化し、これまで見えなかった多くの福祉課題が表面化しました。特にひとり親家庭や高齢者・障がい者を抱える世帯、外国人などの生活への影響は深刻です。

また、認知症高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせるために、権利を守る事業などきめ細やかな生活支援が求められています。

★今後の方向性

日頃から災害ボランティアセンターの機能充実及び関係機関や地域住民等との連携、災害ボランティアの育成推進を図ります。

また、行政や関係機関と連携し生活困窮世帯や高齢者、障がい者、ひとり親世帯等に一時的な生活支援を行い生活の早期立て直しを図るとともに、高齢者や障がい者等の権利を守る制度の充実を図ります。

★具体的な取組

1 災害ボランティアセンターの機能充実

災害ボランティアセンターの設置運営訓練や関係機関等との情報交換を実施し、機能強化を図ります。また、災害ボランティアの担い手を育成するために災害ボランティア養成講座を実施します。

2 生活困窮者への支援

生活困窮者支援を行う行政や関係機関と連携し、生活困窮状態にある世帯に対し生活福祉資金又は福祉金庫を一時的に貸付し生活支援を行います。また、生活困窮者支援を行う民間団体と連携し、その活動を支援します。

3 日常生活自立支援事業（あすてらすあしかが）の機能強化

判断能力が不十分な認知症高齢者、障がい者などへの金銭管理及び書類の保管を行います。

また、年々ニーズが高まっていることから、事業の実施に欠かせない民間生活支援員の増員を図ります。

4 成年後見制度^{※6}に関する事業の実施

成年後見制度の普及啓発を図るとともに法人後見事業の実施を進めます。

5 相談事業の実施

弁護士相談、心配ごと相談を実施します。

★主な事業

- ・ 災害ボランティアセンター事業
- ・ 災害ボランティア養成講座
- ・ 生活福祉資金貸付事業、福祉金庫貸付事業^{※7}
- ・ 日常生活自立支援事業（あすてらすあしかが）^{※8}
- ・ 成年後見制度等権利擁護研修事業
- ・ 法人後見事業
- ・ 弁護士相談、心配ごと相談



用語の説明をします。

※6 成年後見制度と法人後見とは・・・

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳が損なわれないように法律面で支援する制度です。

法人後見とは、社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の支援を行うことです。

※7 生活福祉資金貸付事業、福祉金庫貸付事業とは・・・

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等向けの貸付制度です。生活福祉資金は栃木県社会福祉協議会、福祉金庫貸付事業は足利市社会福祉協議会が行っています。どちらも窓口は足利市社会福祉協議会です。

※8 日常生活自立支援事業（あすてらすあしかが）とは・・・

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等へ金銭管理・書類保管を行い、暮らしを支えていく事業です。

利用者の状況に応じて、成年後見制度への橋渡しを行います。

基本目標3 「地域を支える担い手づくり」

★現状・課題

少子高齢化や地域のつながりの希薄化などとともに、地域福祉活動の担い手不足が大きな課題となっています。主な原因として、担い手の高齢化や担い手の多くが女性であることなどが考えられます。

また市民アンケートでは、ボランティア活動をしていない人が85%となっていますが、一方でボランティア活動に関心がある人は約63%となっています。これは、活動に関心を持ちながらも活動参加へのきっかけがない人が多くいることを示しています。

すべての地域住民が地域福祉活動に関心を持ち、若い世代や男性などを含む多くの人々が、それぞれの知識や経験を活かし活動するために、そのきっかけづくりや参加機会の充実が必要です。

★今後の方向性

地域福祉活動に対する理解を深めるために、福祉教育や生涯学習を通じて「福祉のこころ」や「人と人が支え合うこころ」を育み、学びを活動につなげていきます。

ボランティア活動に関心を持ち、参加のきっかけを学びたいと思っている人に向けた各種福祉講座やボランティア活動体験等の実施、ボランティア活動に関する相談体制の充実に努めます。また、すでに活動に参加している人に向けては、活動を継続していくためのスキルアップを図ります。

また、地区社会福祉協議会においては、地域住民同士の支え合い活動を進めるための担い手として「福祉協力員」^{※9}の設置を推進します。

地区社会福祉協議会、個人ボランティア、ボランティア団体、NPOなどが^{※10}お互いの強みを活かし効果的な活動が展開できるよう協働していくと同時に、活動内容の周知や活動への参加を促すために、社協だよりやホームページ、インスタグラムなどを活用し、情報の発信に努めます。

★具体的な取組

1 各種福祉講座(出前講座を含む)、福祉教育の充実

地域住民が福祉に関心を持てるように、ニーズにあった各種福祉講座を企画・実施し、地域福祉活動の担い手づくりに努めます。また、「やさしさ」や「思いやりのこころ」を育み、共に生きる社会を実現するための担い手づくりを目指し、学校における福祉教育への支援を行います。

2 地区社会福祉協議会における福祉協力員設置の推進と養成

地域住民同士が支え合う地域づくりを目指して、地区社会福祉協議会での活動を支える「地域ボランティア」として福祉協力員の設置を推進し養成を行います。

3 ボランティア(個人・団体)やNPO等との連携

個人やボランティア団体の活動充実のため、随時情報提供を行い、ボランティアに関する相談が受けやすい環境を整えます。また、市民活動センター等と情報共有する等連携を図ります。

4 ボランティアセンターの運営とボランティアコーディネーション^{※11}

社協だよりやホームページ、Instagramなどを活用しボランティア活動に関する情報の発信を積極的に行います。

また、ボランティア活動をしたい人(担い手)と受け入れたいニーズをつなぐと同時に、ボランティア一人ひとりが支え合いの地域づくりに参加することを支援します。

★主な事業

- ・ボランティア養成講座
- ・学校における福祉教育
- ・出前講座(企業や行政等の職員研修、公民館講座等)
- ・小学生親子ボランティアスクール、中高生ボランティアスクール
- ・福祉協力員養成研修
- ・社協だより、ホームページ、Instagram等の活用

用語の説明をします。



※9 福祉協力員とは・・・

50世帯あたりに一人を目安に地域から選出された地域福祉活動を支える地域ボランティアです。

同じ地域で暮らす住民として、地区社協役員や民生委員・児童委員と一緒に、近隣の福祉課題などを抱える方に対して見守りや声かけを行い、悩みや不安、また孤独感の解消を図ります。

※10 NPOとは・・・

「Nonprofit Organization」の略で、非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを言います。

※11 ボランティアコーディネーションとは・・・

ボランティア活動を理解し意義を認め、その活動のプロセスで、多様な組織が対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することで、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にすることです。

基本目標 4 「支え合い・ふれあいの続くまちづくり」

★現状・課題

少子高齢化、少人数世帯の増加、個人の生活様式の変化や価値観の多様化など、社会構造や生活環境の変化に伴う地域社会の希薄化が進んでいます。

その結果、これまで地域で担ってきた自助・共助（互助）の機能が低下し、公的福祉サービスだけでは解決できない、孤立、孤独死、虐待、悪徳商法、安心・安全など様々な問題解決のために、地域住民のつながりを再構築し、継続可能となるような地域の支え合いのしくみづくりが求められています。

特に市民アンケートでは、現在または将来、様々な理由で日常生活に必要な買い物や外出が困難になることへの不安を抱える人が多いことが明らかになっています。

★今後の方向性

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で孤立することなく安心して暮らしていけるために「つながり」の場と「支え合い」のしくみを構築し、互助の機能を高めていきます。

また、様々な地域課題解決に取り組む民間団体を支援する、共同募金の目的や使い道への理解を深め、寄付による地域福祉活動の支援を推進します。

★具体的な取組

1 誰もが気軽に集える地域の居場所づくりと交流

世代の違いや障がいの有無にかかわらず、地域住民が互いに理解し合えるために、地区社会福祉協議会等と共に居場所や交流の場づくりを推進します。

2 孤立を防ぎ安心して暮らせるための「支え合い」のしくみづくり

子育て世代、高齢者、障がい者など、地域の中で孤立しがちな人などを地域住民同士で緩やかに見守り、支え合うことのできるしくみを作ります。

また、福祉協力員等による「見守る」「みつける」「つなげる」「予防する」の活動を推進します。

3 各種団体が取り組む活動の支援

地域福祉活動の更なる活性化に向け、地区社会福祉協議会をはじめとする各種団体が取り組む活動を支援します。また、赤い羽根共同募金などを活用し財政的な支援も行います。

4 共同募金運動の推進^{※12}

共同募金運動は「じぶんの町をよくするしくみ」として毎年実施し、お寄せいただいた寄付は県内、市内の様々な福祉活動に役立てられます。地域の様々な困りごとを解決するために、多様な参加と協力を得ながら、共同募金運動を推進します。

5 買い物・外出支援への取り組み

公共交通機関の利用が極めて不便な地域や車などの移動手段がない方が、地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、住民同士の支え合いによる買い物・外出支援に取り組めます。

★主な事業

- ・ふれあい・いきいきサロン（地区社会福祉協議会）
- ・ふれあい子育てサロン（地区社会福祉協議会）
- ・見守り活動の推進（地区社会福祉協議会）
- ・地域支え合いマップづくりの推進（地区社会福祉協議会）
- ・足利流こども食堂^{※13}
- ・障がい児者ふれあいサロン（お陽さまカフェ）
- ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金
- ・買い物・移動支援事業



用語の説明をします。

※12 共同募金運動とは・・・

共同募金運動は、戦後間もない昭和22（1947）年に市民が主体の民間運動として始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、「社会福祉法」に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

全国一斉に、10月1日から翌年3月31日までの6か月間募金運動が行われ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれています。

※13 足利流こども食堂とは・・・

貧困世帯に限らず、子どもたちや子育て世代など地域に暮らす住民が「あたたかいごはん」を通じて、安心して集える地域の居場所です。

現在、市内3ヶ所で開催しています。



自助・互助・共助・公助とは・・・

自助

（自分自身でできること）

- ・生きがいや健康づくり
- ・介護予防
- ・災害時への備え など

互助

（みんなの支え合い）

- ・近隣、友人、ボランティアなど
- ・地域での支え合い

共助

（社会保障制度やサービス）

- ・介護保険や医療保険などによるサービス

公助

（行政による支援）

- ・高齢者福祉 ・児童福祉
- ・障がい者福祉 ・生活保護 など



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の公表

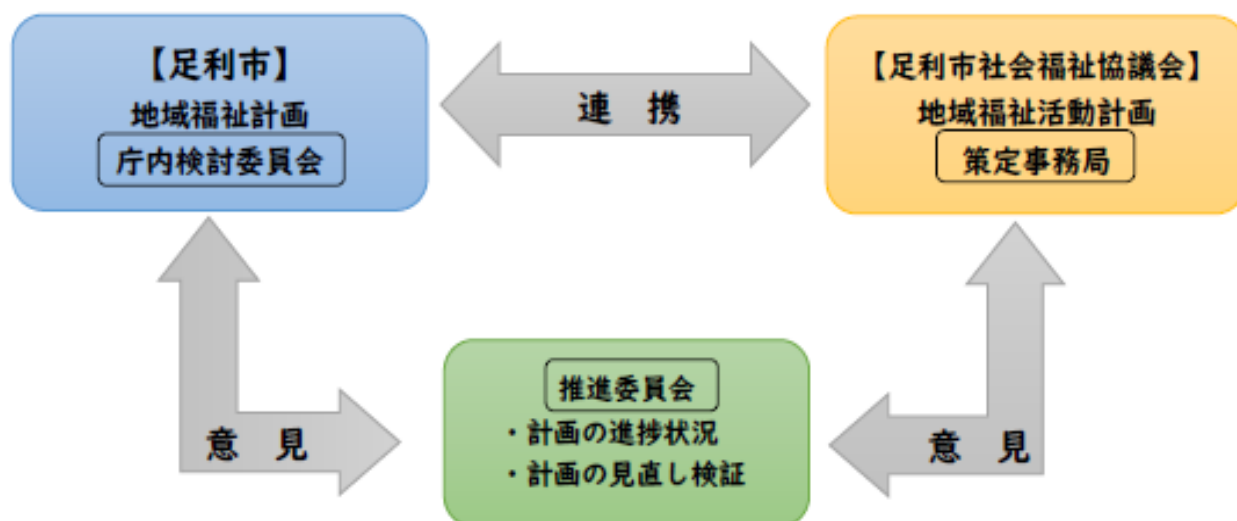
計画の普及啓発を図るには、地域福祉に関わる多くの市民に計画の内容を周知する必要があるため、ホームページや広報紙への掲載などにより公表に努めます。

また、地域福祉に関係する団体へ概要版の配布などを行い、計画への理解を深め普及・啓発を図ります。

2 計画の推進体制

庁内の関係各課が連携を深め、社会福祉協議会と情報共有することで、二つの計画を一体的に推進していきます。

また、民間有識者などで構成する推進委員会を設置し、計画の進捗状況を定期的に行うとともに、計画の検証や重層的支援体制整備について指導や助言をいただき、『地域共生社会の実現』を目指します。



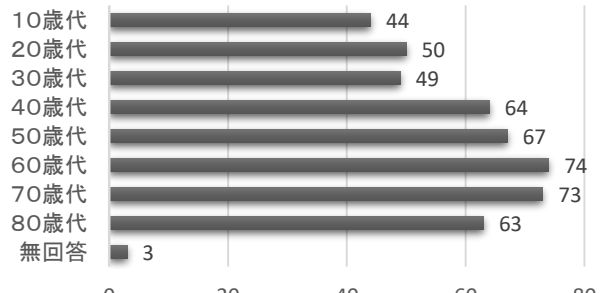
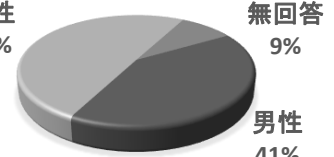
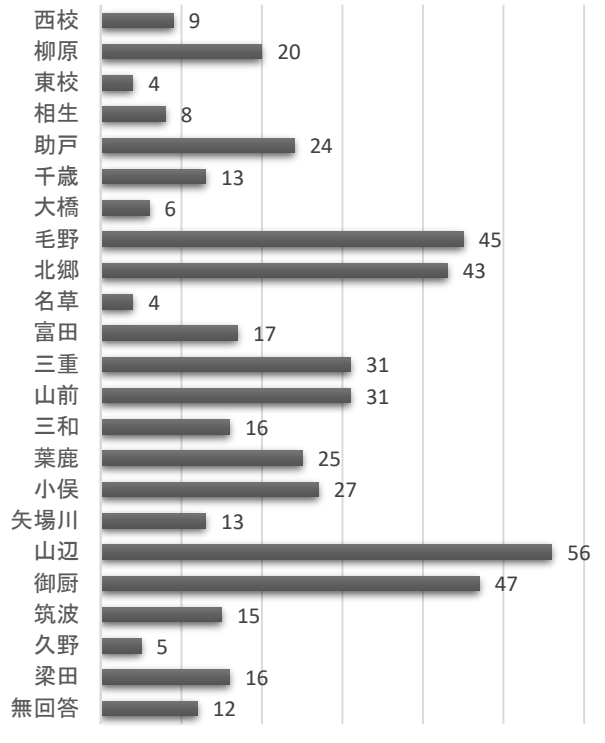
参 考 資 料

- ・ 市民アンケート結果
- ・ 策定委員会設置要綱
- ・ 策定委員会委員名簿
- ・ 会議等開催状況

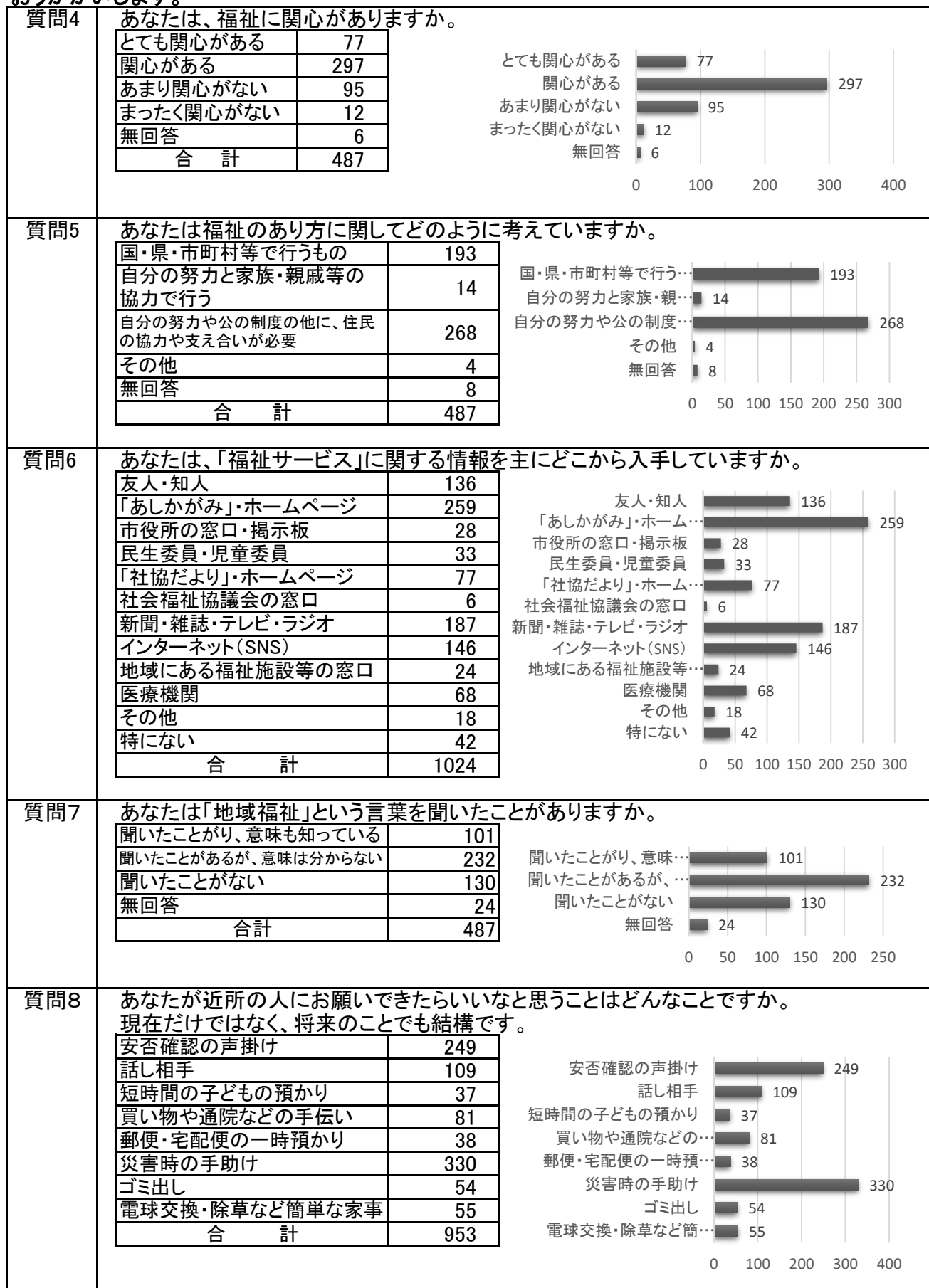
市民アンケート結果

- 調査対象：満16歳以上の市内居住者1,200人(10代～80代 男女各75人) 無作為抽出
- 調査方法：郵送方式、無記名
- 回収数：487人
- 回収率：40.5%
- 調査期日：令和2年12月16日～令和3年1月8日

1 あなたのことについて、おうかがいします。

<p>質問1</p>	<p>あなたの<年齢>は、次のどれに該当しますか。</p> <table border="1"> <tr><td>10歳代</td><td>44</td></tr> <tr><td>20歳代</td><td>50</td></tr> <tr><td>30歳代</td><td>49</td></tr> <tr><td>40歳代</td><td>64</td></tr> <tr><td>50歳代</td><td>67</td></tr> <tr><td>60歳代</td><td>74</td></tr> <tr><td>70歳代</td><td>73</td></tr> <tr><td>80歳代</td><td>63</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>3</td></tr> <tr><td>合計</td><td>487</td></tr> </table>	10歳代	44	20歳代	50	30歳代	49	40歳代	64	50歳代	67	60歳代	74	70歳代	73	80歳代	63	無回答	3	合計	487																													
10歳代	44																																																	
20歳代	50																																																	
30歳代	49																																																	
40歳代	64																																																	
50歳代	67																																																	
60歳代	74																																																	
70歳代	73																																																	
80歳代	63																																																	
無回答	3																																																	
合計	487																																																	
<p>質問2</p>	<p>あなたの<性別>は、次のどれに該当しますか。</p> <table border="1"> <tr><td>男性</td><td>200</td></tr> <tr><td>女性</td><td>244</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>43</td></tr> <tr><td>合計</td><td>487</td></tr> </table>	男性	200	女性	244	無回答	43	合計	487																																									
男性	200																																																	
女性	244																																																	
無回答	43																																																	
合計	487																																																	
<p>質問3</p>	<p>あなたが住んでいる<地区>は、どちらですか。</p> <table border="1"> <tr><td>西校</td><td>9</td></tr> <tr><td>柳原</td><td>20</td></tr> <tr><td>東校</td><td>4</td></tr> <tr><td>相生</td><td>8</td></tr> <tr><td>助戸</td><td>24</td></tr> <tr><td>千歳</td><td>13</td></tr> <tr><td>大橋</td><td>6</td></tr> <tr><td>毛野</td><td>45</td></tr> <tr><td>北郷</td><td>43</td></tr> <tr><td>名草</td><td>4</td></tr> <tr><td>富田</td><td>17</td></tr> <tr><td>三重</td><td>31</td></tr> <tr><td>山前</td><td>31</td></tr> <tr><td>三和</td><td>16</td></tr> <tr><td>葉鹿</td><td>25</td></tr> <tr><td>小俣</td><td>27</td></tr> <tr><td>矢場川</td><td>13</td></tr> <tr><td>山辺</td><td>56</td></tr> <tr><td>御厨</td><td>47</td></tr> <tr><td>筑波</td><td>15</td></tr> <tr><td>久野</td><td>5</td></tr> <tr><td>梁田</td><td>16</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>12</td></tr> <tr><td>合計</td><td>487</td></tr> </table>	西校	9	柳原	20	東校	4	相生	8	助戸	24	千歳	13	大橋	6	毛野	45	北郷	43	名草	4	富田	17	三重	31	山前	31	三和	16	葉鹿	25	小俣	27	矢場川	13	山辺	56	御厨	47	筑波	15	久野	5	梁田	16	無回答	12	合計	487	
西校	9																																																	
柳原	20																																																	
東校	4																																																	
相生	8																																																	
助戸	24																																																	
千歳	13																																																	
大橋	6																																																	
毛野	45																																																	
北郷	43																																																	
名草	4																																																	
富田	17																																																	
三重	31																																																	
山前	31																																																	
三和	16																																																	
葉鹿	25																																																	
小俣	27																																																	
矢場川	13																																																	
山辺	56																																																	
御厨	47																																																	
筑波	15																																																	
久野	5																																																	
梁田	16																																																	
無回答	12																																																	
合計	487																																																	

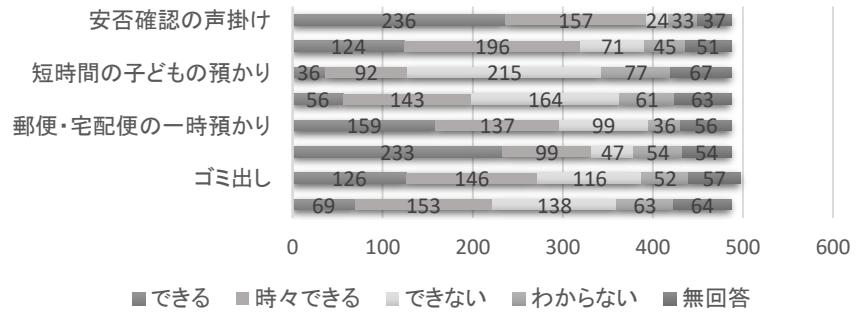
2 福祉(高齢者・障がい者・子育て世帯や生活困窮者などの支援)のことについてあなたの考えを、おうかがいします。



質問9

あなたは近所の人から頼まれた場合、どのようなことができると思いますか。

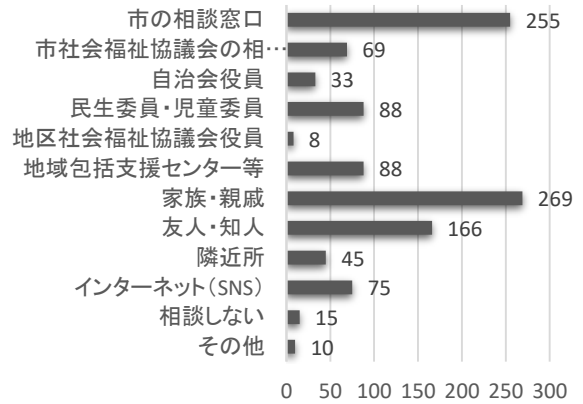
項目	できる	時々できる	できない	わからない	無回答
安否確認の声掛け	236	157	24	33	37
話し相手	124	196	71	45	51
短時間の子どもの預かり	36	92	215	77	67
買い物や通院などの手伝い	56	143	164	61	63
郵便・宅配便の一時預かり	159	137	99	36	56
災害時の手助け	233	99	47	54	54
ゴミ出し	126	146	116	52	57
電球交換・除草など簡単な家事	69	153	138	63	64



質問10

福祉に関して困った時はどこ(だれ)に相談しますか。

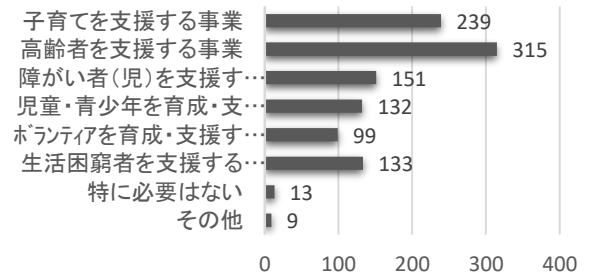
市の相談窓口	255
市社会福祉協議会の相談窓口	69
自治会役員	33
民生委員・児童委員	88
地区社会福祉協議会役員	8
地域包括支援センター等	88
家族・親戚	269
友人・知人	166
隣近所	45
インターネット(SNS)	75
相談しない	15
その他	10
合計	1,121



質問11

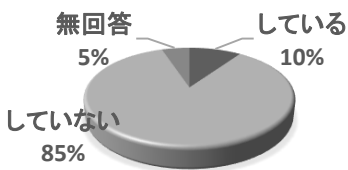
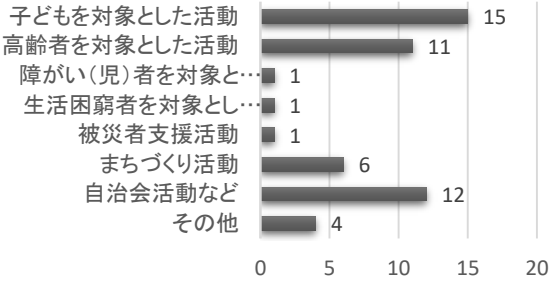
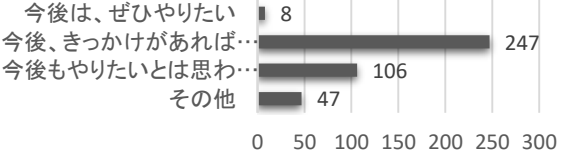
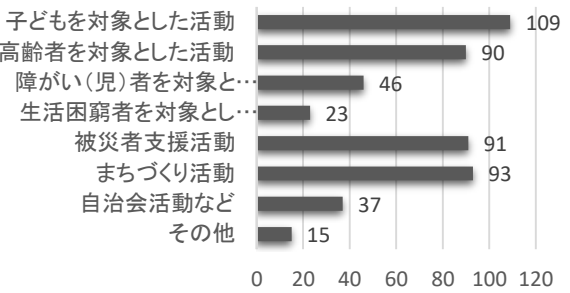
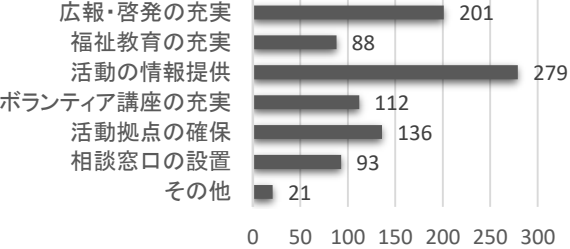
足利市における福祉施策・サービスで今後充実してほしいと思うのは、次のどれですか。

子育てを支援する事業	239
高齢者を支援する事業	315
障がい者(児)を支援する事業	151
児童・青少年を育成・支援する事業	132
ボランティアを育成・支援する事業	99
生活困窮者を支援する事業	133
特に必要はない	13
その他	9
合計	1091



質問12	子育てに関して、充実する必要があると思うのは、次のどれですか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>相談窓口の拡充</td><td>164</td></tr> <tr><td>子育て支援のグループづくり</td><td>103</td></tr> <tr><td>地域の人たちからの支援</td><td>119</td></tr> <tr><td>ボランティア等による子育て支援</td><td>107</td></tr> <tr><td>保育園・幼稚園等の支援</td><td>221</td></tr> <tr><td>児童館・放課後児童クラブ等への支援</td><td>205</td></tr> <tr><td>ファミリーサポートセンターの充実</td><td>55</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>20</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1006</td></tr> </tbody> </table>	相談窓口の拡充	164	子育て支援のグループづくり	103	地域の人たちからの支援	119	ボランティア等による子育て支援	107	保育園・幼稚園等の支援	221	児童館・放課後児童クラブ等への支援	205	ファミリーサポートセンターの充実	55	特に必要はない	20	その他	12	合計	1006	<table border="1"> <tbody> <tr><td>相談窓口の拡充</td><td>164</td></tr> <tr><td>子育て支援のグループ...</td><td>103</td></tr> <tr><td>地域の人たちからの支援</td><td>119</td></tr> <tr><td>ボランティア等による子...</td><td>107</td></tr> <tr><td>保育園・幼稚園等の支援</td><td>221</td></tr> <tr><td>児童館・放課後児童クラ...</td><td>205</td></tr> <tr><td>ファミリーサポートセンターの充実</td><td>55</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>20</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>	相談窓口の拡充	164	子育て支援のグループ...	103	地域の人たちからの支援	119	ボランティア等による子...	107	保育園・幼稚園等の支援	221	児童館・放課後児童クラ...	205	ファミリーサポートセンターの充実	55	特に必要はない	20	その他	12				
相談窓口の拡充	164																																												
子育て支援のグループづくり	103																																												
地域の人たちからの支援	119																																												
ボランティア等による子育て支援	107																																												
保育園・幼稚園等の支援	221																																												
児童館・放課後児童クラブ等への支援	205																																												
ファミリーサポートセンターの充実	55																																												
特に必要はない	20																																												
その他	12																																												
合計	1006																																												
相談窓口の拡充	164																																												
子育て支援のグループ...	103																																												
地域の人たちからの支援	119																																												
ボランティア等による子...	107																																												
保育園・幼稚園等の支援	221																																												
児童館・放課後児童クラ...	205																																												
ファミリーサポートセンターの充実	55																																												
特に必要はない	20																																												
その他	12																																												
質問13	高齢者の福祉に関して、充実する必要があると思うのは、次のどれですか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>相談窓口の拡充</td><td>169</td></tr> <tr><td>社会福祉施設の拡充</td><td>164</td></tr> <tr><td>在宅支援の充実(友愛訪問など)</td><td>229</td></tr> <tr><td>介護保険サービスの充実</td><td>223</td></tr> <tr><td>移動支援(買い物、通院等)</td><td>207</td></tr> <tr><td>生きがい健康づくり</td><td>134</td></tr> <tr><td>成年後見制度の充実</td><td>52</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>17</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,204</td></tr> </tbody> </table>	相談窓口の拡充	169	社会福祉施設の拡充	164	在宅支援の充実(友愛訪問など)	229	介護保険サービスの充実	223	移動支援(買い物、通院等)	207	生きがい健康づくり	134	成年後見制度の充実	52	特に必要はない	17	その他	9	合計	1,204	<table border="1"> <tbody> <tr><td>相談窓口の拡充</td><td>169</td></tr> <tr><td>社会福祉施設の拡充</td><td>164</td></tr> <tr><td>在宅支援の充実(友愛...</td><td>229</td></tr> <tr><td>介護保険サービスの充実</td><td>223</td></tr> <tr><td>移動支援(買い物、通院...</td><td>207</td></tr> <tr><td>生きがい健康づくり</td><td>134</td></tr> <tr><td>成年後見制度の充実</td><td>52</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>17</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9</td></tr> </tbody> </table>	相談窓口の拡充	169	社会福祉施設の拡充	164	在宅支援の充実(友愛...	229	介護保険サービスの充実	223	移動支援(買い物、通院...	207	生きがい健康づくり	134	成年後見制度の充実	52	特に必要はない	17	その他	9				
相談窓口の拡充	169																																												
社会福祉施設の拡充	164																																												
在宅支援の充実(友愛訪問など)	229																																												
介護保険サービスの充実	223																																												
移動支援(買い物、通院等)	207																																												
生きがい健康づくり	134																																												
成年後見制度の充実	52																																												
特に必要はない	17																																												
その他	9																																												
合計	1,204																																												
相談窓口の拡充	169																																												
社会福祉施設の拡充	164																																												
在宅支援の充実(友愛...	229																																												
介護保険サービスの充実	223																																												
移動支援(買い物、通院...	207																																												
生きがい健康づくり	134																																												
成年後見制度の充実	52																																												
特に必要はない	17																																												
その他	9																																												
質問14	障がい者(児)の福祉に関して、充実する必要があると思うのは、次のどれですか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>相談窓口の拡充</td><td>181</td></tr> <tr><td>在宅支援の充実(保健・医療等)</td><td>177</td></tr> <tr><td>療育・教育の場の拡充</td><td>172</td></tr> <tr><td>社会福祉施設・事業の拡充</td><td>139</td></tr> <tr><td>就労・雇用の充実</td><td>256</td></tr> <tr><td>成年後見制度の充実</td><td>72</td></tr> <tr><td>児童発達支援、放課後等デイサービスの充実</td><td>131</td></tr> <tr><td>交流の機会や場の拡充</td><td>103</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>14</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,253</td></tr> </tbody> </table>	相談窓口の拡充	181	在宅支援の充実(保健・医療等)	177	療育・教育の場の拡充	172	社会福祉施設・事業の拡充	139	就労・雇用の充実	256	成年後見制度の充実	72	児童発達支援、放課後等デイサービスの充実	131	交流の機会や場の拡充	103	特に必要はない	14	その他	8	合計	1,253	<table border="1"> <tbody> <tr><td>相談窓口の拡充</td><td>181</td></tr> <tr><td>在宅支援の充実(保健...</td><td>177</td></tr> <tr><td>療育・教育の場の拡充</td><td>172</td></tr> <tr><td>社会福祉施設・事業の...</td><td>139</td></tr> <tr><td>就労・雇用の充実</td><td>256</td></tr> <tr><td>成年後見制度の充実</td><td>72</td></tr> <tr><td>児童発達支援、放課後...</td><td>131</td></tr> <tr><td>交流の機会や場の拡充</td><td>103</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>14</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	相談窓口の拡充	181	在宅支援の充実(保健...	177	療育・教育の場の拡充	172	社会福祉施設・事業の...	139	就労・雇用の充実	256	成年後見制度の充実	72	児童発達支援、放課後...	131	交流の機会や場の拡充	103	特に必要はない	14	その他	8
相談窓口の拡充	181																																												
在宅支援の充実(保健・医療等)	177																																												
療育・教育の場の拡充	172																																												
社会福祉施設・事業の拡充	139																																												
就労・雇用の充実	256																																												
成年後見制度の充実	72																																												
児童発達支援、放課後等デイサービスの充実	131																																												
交流の機会や場の拡充	103																																												
特に必要はない	14																																												
その他	8																																												
合計	1,253																																												
相談窓口の拡充	181																																												
在宅支援の充実(保健...	177																																												
療育・教育の場の拡充	172																																												
社会福祉施設・事業の...	139																																												
就労・雇用の充実	256																																												
成年後見制度の充実	72																																												
児童発達支援、放課後...	131																																												
交流の機会や場の拡充	103																																												
特に必要はない	14																																												
その他	8																																												
質問15	児童・青少年の福祉に関し、充実する必要があると思うのは、次のどれですか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>福祉教育の充実</td><td>188</td></tr> <tr><td>ボランティア活動の場の提供</td><td>128</td></tr> <tr><td>学校の行き、帰りの見守りの拡充</td><td>194</td></tr> <tr><td>放課後児童クラブの拡充</td><td>196</td></tr> <tr><td>貧困問題</td><td>185</td></tr> <tr><td>虐待問題</td><td>230</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1135</td></tr> </tbody> </table>	福祉教育の充実	188	ボランティア活動の場の提供	128	学校の行き、帰りの見守りの拡充	194	放課後児童クラブの拡充	196	貧困問題	185	虐待問題	230	特に必要はない	9	その他	5	合計	1135	<table border="1"> <tbody> <tr><td>福祉教育の充実</td><td>188</td></tr> <tr><td>ボランティア活動の場の...</td><td>128</td></tr> <tr><td>学校の行き、帰りの見守...</td><td>194</td></tr> <tr><td>放課後児童クラブの拡充</td><td>196</td></tr> <tr><td>貧困問題</td><td>185</td></tr> <tr><td>虐待問題</td><td>230</td></tr> <tr><td>特に必要はない</td><td>9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	福祉教育の充実	188	ボランティア活動の場の...	128	学校の行き、帰りの見守...	194	放課後児童クラブの拡充	196	貧困問題	185	虐待問題	230	特に必要はない	9	その他	5								
福祉教育の充実	188																																												
ボランティア活動の場の提供	128																																												
学校の行き、帰りの見守りの拡充	194																																												
放課後児童クラブの拡充	196																																												
貧困問題	185																																												
虐待問題	230																																												
特に必要はない	9																																												
その他	5																																												
合計	1135																																												
福祉教育の充実	188																																												
ボランティア活動の場の...	128																																												
学校の行き、帰りの見守...	194																																												
放課後児童クラブの拡充	196																																												
貧困問題	185																																												
虐待問題	230																																												
特に必要はない	9																																												
その他	5																																												

3 ボランティア活動について、おうかがいします。

質問16	あなたは、現在何らかのボランティア活動に参加していますか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>している</td><td>47</td></tr> <tr><td>していない</td><td>415</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>25</td></tr> <tr><td>合計</td><td>487</td></tr> </tbody> </table>	している	47	していない	415	無回答	25	合計	487	 <p>無回答 5% している 10% していない 85%</p>										
している	47																				
していない	415																				
無回答	25																				
合計	487																				
質問17	質問16で「1.している」と回答した方におたずねします。 あなたが現在参加しているのはどのような活動ですか。(主なものを1つ)	<table border="1"> <tbody> <tr><td>子どもを対象とした活動</td><td>15</td></tr> <tr><td>高齢者を対象とした活動</td><td>11</td></tr> <tr><td>障がい(児)者を対象とした活動</td><td>1</td></tr> <tr><td>生活困窮者を対象とした活動</td><td>1</td></tr> <tr><td>被災者支援活動</td><td>1</td></tr> <tr><td>まちづくり活動</td><td>6</td></tr> <tr><td>自治会活動など</td><td>12</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4</td></tr> <tr><td>合計</td><td>51</td></tr> </tbody> </table>	子どもを対象とした活動	15	高齢者を対象とした活動	11	障がい(児)者を対象とした活動	1	生活困窮者を対象とした活動	1	被災者支援活動	1	まちづくり活動	6	自治会活動など	12	その他	4	合計	51	 <p>子どもを対象とした活動 15 高齢者を対象とした活動 11 障がい(児)者を対象とした活動 1 生活困窮者を対象とした活動 1 被災者支援活動 1 まちづくり活動 6 自治会活動など 12 その他 4</p>
子どもを対象とした活動	15																				
高齢者を対象とした活動	11																				
障がい(児)者を対象とした活動	1																				
生活困窮者を対象とした活動	1																				
被災者支援活動	1																				
まちづくり活動	6																				
自治会活動など	12																				
その他	4																				
合計	51																				
質問18	質問16で「2.していない」と回答した方におたずねします。 今後、ボランティア活動をやってみたいと思いますか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>今後は、ぜひやりたい</td><td>8</td></tr> <tr><td>今後、きっかけがあればやりたい</td><td>247</td></tr> <tr><td>今後もやりたいとは思わない</td><td>106</td></tr> <tr><td>その他</td><td>47</td></tr> <tr><td>合計</td><td>408</td></tr> </tbody> </table>	今後は、ぜひやりたい	8	今後、きっかけがあればやりたい	247	今後もやりたいとは思わない	106	その他	47	合計	408	 <p>今後は、ぜひやりたい 8 今後、きっかけがあれば... 247 今後もやりたいとは思わ... 106 その他 47</p>								
今後は、ぜひやりたい	8																				
今後、きっかけがあればやりたい	247																				
今後もやりたいとは思わない	106																				
その他	47																				
合計	408																				
質問19	質問18で1と2に回答した方におたずねします。 どんなボランティア活動ならやってみたいですか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>子どもを対象とした活動</td><td>109</td></tr> <tr><td>高齢者を対象とした活動</td><td>90</td></tr> <tr><td>障がい(児)者を対象とした活動</td><td>46</td></tr> <tr><td>生活困窮者を対象とした活動</td><td>23</td></tr> <tr><td>被災者支援活動</td><td>91</td></tr> <tr><td>まちづくり活動</td><td>93</td></tr> <tr><td>自治会活動など</td><td>37</td></tr> <tr><td>その他</td><td>15</td></tr> <tr><td>合計</td><td>504</td></tr> </tbody> </table>	子どもを対象とした活動	109	高齢者を対象とした活動	90	障がい(児)者を対象とした活動	46	生活困窮者を対象とした活動	23	被災者支援活動	91	まちづくり活動	93	自治会活動など	37	その他	15	合計	504	 <p>子どもを対象とした活動 109 高齢者を対象とした活動 90 障がい(児)者を対象とした活動 46 生活困窮者を対象とした活動 23 被災者支援活動 91 まちづくり活動 93 自治会活動など 37 その他 15</p>
子どもを対象とした活動	109																				
高齢者を対象とした活動	90																				
障がい(児)者を対象とした活動	46																				
生活困窮者を対象とした活動	23																				
被災者支援活動	91																				
まちづくり活動	93																				
自治会活動など	37																				
その他	15																				
合計	504																				
質問20	ボランティア活動を活発にするために必要なことは何だと思いませんか。	<table border="1"> <tbody> <tr><td>広報・啓発の充実</td><td>201</td></tr> <tr><td>福祉教育の充実</td><td>88</td></tr> <tr><td>活動の情報提供</td><td>279</td></tr> <tr><td>ボランティア講座の充実</td><td>112</td></tr> <tr><td>活動拠点の確保</td><td>136</td></tr> <tr><td>相談窓口の設置</td><td>93</td></tr> <tr><td>その他</td><td>21</td></tr> <tr><td>合計</td><td>930</td></tr> </tbody> </table>	広報・啓発の充実	201	福祉教育の充実	88	活動の情報提供	279	ボランティア講座の充実	112	活動拠点の確保	136	相談窓口の設置	93	その他	21	合計	930	 <p>広報・啓発の充実 201 福祉教育の充実 88 活動の情報提供 279 ボランティア講座の充実 112 活動拠点の確保 136 相談窓口の設置 93 その他 21</p>		
広報・啓発の充実	201																				
福祉教育の充実	88																				
活動の情報提供	279																				
ボランティア講座の充実	112																				
活動拠点の確保	136																				
相談窓口の設置	93																				
その他	21																				
合計	930																				

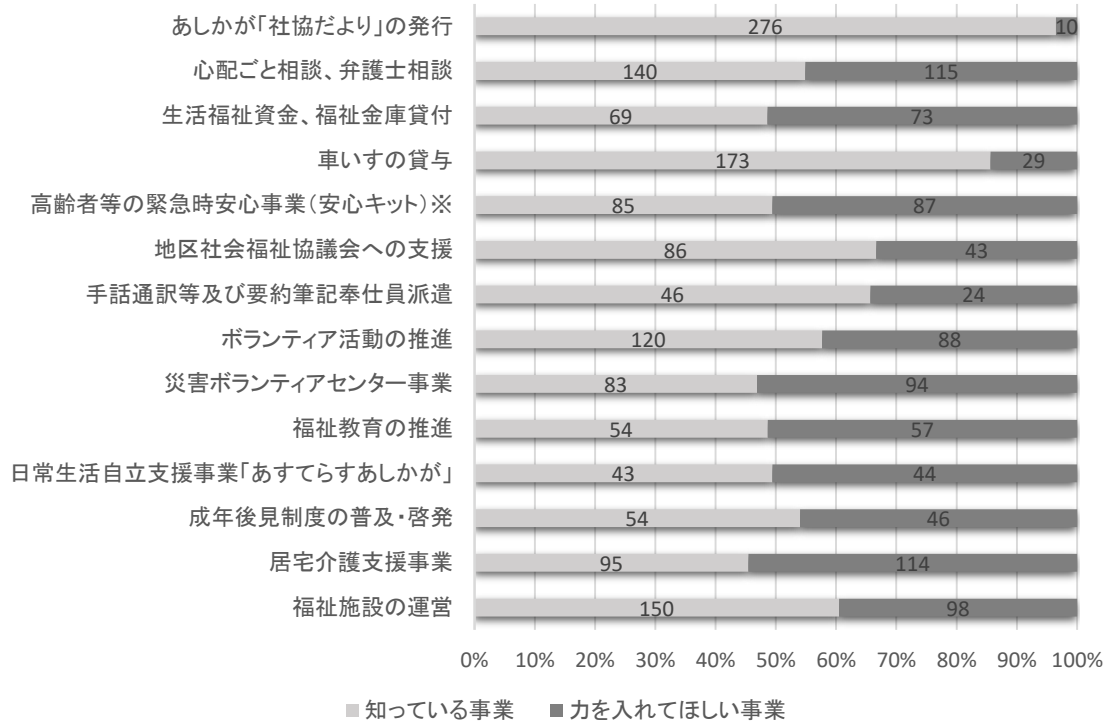
4 社会福祉協議会について、おうかがいします。

質問21	足利市社会福祉協議会を知っていますか。		
	知っている	227	
	知らない	194	
	無回答	66	
合計		487	

質問22 足利市社会福祉協議会では、次のような事業を行っています。あなたの知っているものはありますか。また、特に力を入れてもらいたい事業はどれですか。

項 目	知っている事業	力を入れてほしい事業
あしかが「社協だより」の発行	276	10
心配ごと相談、弁護士相談	140	115
生活福祉資金、福祉金庫貸付	69	73
車いすの貸与	173	29
高齢者等の緊急時安心事業(安心キット)※	85	87
地区社会福祉協議会への支援	86	43
手話通訳等及び要約筆記奉仕員派遣	46	24
ボランティア活動の推進	120	88
災害ボランティアセンター事業	83	94
福祉教育の推進	54	57
日常生活自立支援事業「あすてらすあしかが」	43	44
成年後見制度の普及・啓発	54	46
居宅介護支援事業	95	114
福祉施設の運営	150	98

※ 安心キットとは、本人の医療情報等を冷蔵庫に保管し、救急時に備える事業

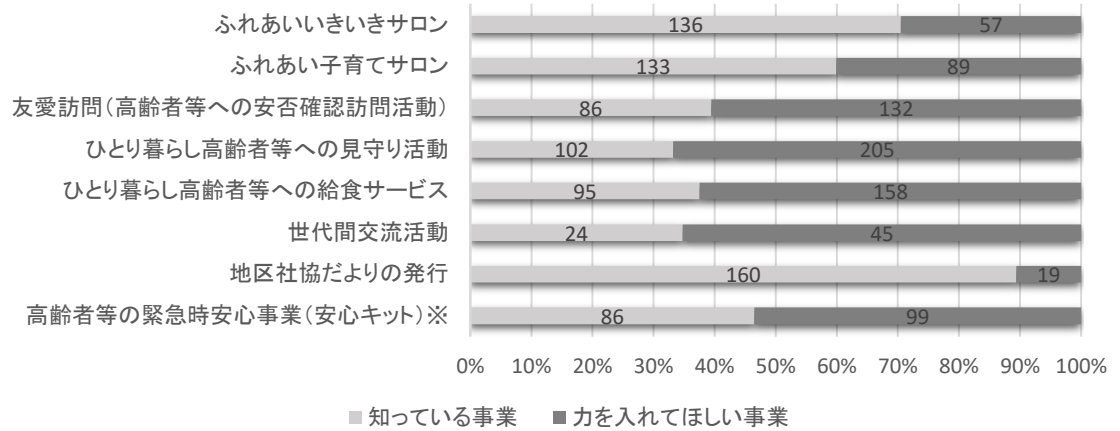


質問23

次の事業は地区社会福祉協議会で行っています。
あなたの知っている事業はありますか。また、特に力をいれてもらいたい事業はどれですか。

項 目	知っている事業	力を入れてほしい事業
ふれあいいきいきサロン	136	57
ふれあい子育てサロン	133	89
友愛訪問(高齢者等への安否確認訪問活動)	86	132
ひとり暮らし高齢者等への見守り活動	102	205
ひとり暮らし高齢者等への給食サービス	95	158
世代間交流活動	24	45
地区社協だよりの発行	160	19
高齢者等の緊急時安心事業(安心キット)※	86	99

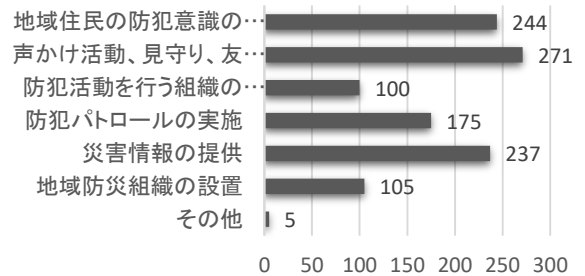
※ 安心キットとは、本人の医療情報等を冷蔵庫に保管し、救急時に備える事業



質問24

地域で安心して、安全に生活をするためには、どのようなことが大切だと思いますか。

地域住民の防犯意識の高揚	244
声かけ活動、見守り、友愛訪問などの事業実施	271
防犯活動を行う組織の設置	100
防犯パトロールの実施	175
災害情報の提供	237
地域防災組織の設置	105
その他	5



質問25

福祉に関して日頃感じていること、不安におもっていること、気になっていることなどを自由にお書きください。

※主な意見は別紙のとおり

5 福祉に関して「日頃感じていること、不安におもっていること、気になっていること」の主な意見（アンケート質問25の抜粋）

いただいた課題や意見などについて、地域福祉計画及び地域福祉活動計画との関連を表示しています。（地域福祉計画は「施策番号」、地域福祉活動計画は「基本目標-具体的な取組」の番号を表記しています。）

■高齢に関すること

No.	課題・意見等	各計画との関連	
		地域福祉計画	地域福祉活動計画
1	なかなか自分と接点がないと感じる。でも、自分が高齢になったときに必要なので、どのようなサービスがあるのか知るの大切だと感じました。	1-2 3-2	1-2, 1-3 1-4, 4-1 4-2, 4-5
2	私は現在 71 才で一人暮らしです。（70 代は大丈夫だと思いますが）今後の事が心配です。	1-1, 1-2 1-3, 4-1	1-2, 1-3 1-4, 4-1 4-2, 4-5
3	福祉事業がわからない人達（高齢者等）への啓発活動（家庭訪問等）の充実を願います。	1-2 1-3	1-1, 1-4 4-1, 4-2 4-5
4	高齢者が1人で車を運転して買い物やお出掛けの際、事故が起こらないか少し不安です。道（歩道）がせまい所を小さい子や高齢者が歩いていると危険だと思います。道にガードレールなどがあると安心です。	2-3	—
5	老老介護などで負担が大きく亡くなってしまうニュースなども見かけることが多いので、一人暮らしの高齢者の方への見守り活動のみではなく、老老介護となっている家族への見守りも必要だと思います。また、高齢者の方たちの楽しみとなれるような交流の場を作ると引きこもりの状態を予防出来ると思いました。徒歩で行ける範囲内で近所の方たちが自由に集まり体操やレク、食事、話をする場所が出来ると良いと思いました。	1-3 4-1 4-2	1-1 1-2 1-3 4-1 4-2 4-5

■障がいに関すること

1	車イス使用者の為の足利市の地図がほしい。スロープのあるお店、専用のトイレ等があれば、もっと自由に外出できる様になれます。	2-3	1-1, 1-4
2	私は体に障害があるため町内の順番制の行事に参加をするのがつらいです。	1-4, 4-1	1-1

■子育てに関すること

1	まわりに子供がいないので子供達の不幸なニュースをきいたとき心がいたみます。元気な子供の姿をみるとほっとします	4-1, 4-2	4-1, 4-2
2	子供医療制度を 18 才までに引き上げを要望します。高齢者向けの福祉の提案が多く、若年層への福祉事業が少ないように思います。	1-2	—
3	子育てサロン等のボランティアは、(他の地域よりも)足利市は大変すぐれていると思います。なので予算を拡大してあげてください。もっと大きく活動してほしいです。	3-3	3-1, 3-2 4-1, 4-2 4-3, 4-4

■ボランティアに関すること

1	ボランティア活動をもっとアピールし、参加する方が増える情報の発信の必要性を感じます。子育てして思うのは、小さいうちに 急なお休みなど発生した際に、地域で助ける仕組みづくり、本来元気な高齢者と、子どもとの接点づくり、マッチングできれば相互に助けることができると思います。	3-2, 3-3 4-1, 4-2	3-1, 3-2 3-3, 3-4 4-1, 4-2 4-3, 4-4
2	各種福祉活動行事への参加意欲の促進を図るべきであると考えます。	3-2, 3-3 4-2, 4-3	1-2, 1-3 3-1, 3-2 3-3, 3-4

■移動に関すること

1	住んでいる地域は、車がなくなると、生活が非常に難かしくなると思います。老後不安で心配です。	2-3	1-1 4-5
2	高齢になり車の運転ができなくなった時の移動手段が不安です。	2-3	
3	高齢者ドライバーの交通事故が社会問題になっていますが、足利市は都市部に比べて、バスやタクシーの利用が少ないように思います。安くて便利な交通機関サービスを拡充してほしいです。	2-3	
4	災害や、車の免許を返納してからの買い物や通院などが心配です。	2-2, 2-3	
5	運転免許返納後の生活必需品の買出しに不安を感じます。(市街地から離れているため、近くに店がないため。)	2-3	

■情報に関すること

1	市役所等に行かないと情報が得られないイメージが強いです。	1-2	1-4
2	福祉のサービスを受ける事態になった時に、そのサービスの内容をつぶさに情報として受けとれるように万人にわかりやすい情報の発信をしてもらえるといいと思います。	1-2	
3	ホームページをもっと見やすく、わかりやすくしてほしいです。災害時なども更新を早くしてほしいと思います。	1-2, 2-2	
4	福祉制度について、知らない事が多いので、もっと告知した方が良くと思います。	3-2	1-4, 3-1
5	生活全般の総合窓口になるようなウェブページがあるとなにかと役に立つのではないかと感じています。年寄りにも見易い構成になっていたならなお良いと思います。	1-2	1-4
6	自治連、社協など各団体の情報共有がもっと必要かと思っています。	1-2, 3-1 4-4	1-1, 1-4

7	相談事がある時に、「まずは行政に」という考えがうかばないので、もっとわかりやすい窓口などを増やしてもらいたいです。	2-4	2-2, 2-3 2-4, 2-5
8	市や社協の具体的な事業内容が、分からないので誰でも分かるようにしてほしいです。	—	1-4

■その他

1	年齢、環境によって必要とされる福祉の内容の有無、感心事がちがっていて、アンケートに答えるのに苦労しました。ボランティアに参加したくても、出来ない。身近に障害者（児）、高齢で助けが欲しいと想像できない時は何も考えられない。幼ない頃から福祉に関しての教育の場があると未来はもっとボランティアに関心のある社会になると思います。私は障害者（軽度）でボランティア等の手助けは無用（今のところ）です。母は高齢で施設にお世話になっていてありがたいと思っています。前職は教育現場で、手助けの必要な児童、見てきましたが、見守る事しか出来ませんでした。今、耳の不自由な方が職場にいます。私が思うのは、何か特別な事をするのではなく、誰にでも困った人に寄りそう事が大切なんだろうと今、思います。	3-1 3-3 4-2	3-1 3-3 3-4
2	福祉について考えた事はありませんでした。これを機に考えてみたいと思います。	—	1-4 3-1
3	自分がその立場にならないと、私もですがあまり関心がないように思います。TVとか、インターネットとかで、知らない事があると調べたりするけど、それで終わっています。近所に誰が住んでいるかも知らない人たちが多いうように思います。	4-1 4-2	1-1, 1-4 3-1, 3-3 3-4 4-1, 4-2

4	これからますます高齢者も増えてきて若い人は仕事がある都会へ行ってしまう傾向は結局変わらないと思うので、若い人が残ってくれるような街づくりをする為には若い人が将来も安心して暮らせる福祉の充実をかかげた街づくりが重要だと思います。年齢を重ねてもこんな充実した暮らしができるのだという未来の見える活動をして欲しいです。	—	1-1, 1-2 1-3 2-5 4-1, 4-2 4-5
5	足利市は高齢者がとても多いです 若い人が町内にはとても少ないです。今は車に乗ってますが高齢者ばかりで不安です。町内の役員のなり手がなく困ってます。	3-1 3-2	1-2 3-1, 3-2 4-5
6	足利以外の地域で行っている良い活動は足利でもとり入れて欲しいです。	—	—
7	公共の場での車イスでの設備&トイレが少ないと感じます。	2-3	—

足利市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定されている地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するための基本的な事項を検討することを目的として、足利市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 別表1に掲げる団体の推薦による者
- (2) 別表2に掲げる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から福祉計画策定の日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月13日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

	委員選出依頼団体	事務局
1	足利市自治会長連絡協議会	市民生活課
2	足利市地区社会福祉協議会長連絡協議会	社会福祉協議会
3	足利市民生委員児童委員連合会	社会福祉課
4	足利市ボランティア協会	(総合福祉センター内)
5	足利市女性団体連絡協議会	人権・男女共同参画課
6	足利市社会福祉施設代表者協議会	社会福祉課
7	足利市地域自立支援協議会	障がい福祉課
8	足利市介護保険等運営協議会	元気高齢課
9	足利市子ども・子育て会議	こども課
10	足利市健康づくり推進協議会	健康増進課

別表 2 (第 2 条関係)

1	市健康福祉部長
2	市社会福祉協議会常務理事

足利市地域福祉計画策定委員会 名簿

	委員選出依頼団体	委員氏名
1	足利市自治会長連絡協議会	蓮 沼 眞 二
2	足利市地区社会福祉協議会長連絡協議会	石 井 修 司
3	足利市民生委員児童委員連合会	亀 山 義 弘
4	足利市ボランティア協会	阿由葉 寛
5	足利市女性団体連絡協議会	小 林 静 子
6	足利市社会福祉施設代表者協議会	川 俣 惠 一
7	足利市地域自立支援協議会	浅 香 典 靖
8	足利市介護保険等運営協議会	柳 義 則
9	足利市子ども・子育て会議	橋 本 好 広
10	足利市健康づくり推進協議会	神 谷 祐 子

1	市健康福祉部長	福 田 優 子
2	市社会福祉協議会常務理事	大 川 晴 美

会議等開催状況（計画策定の経過）

年月日	事項	主な内容等
令和2年10月	市と社協での計画策定についての検討開始	・地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体型の作成等について ・基本理念（案）・基本目標（案）について
12月16日～ 令和3年1月8日	計画策定のための市民アンケート調査	対象：市内在住16歳以上の市民
2月9日	第1回足利市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・足利市地域福祉計画について ・策定委員会の設置について ・策定スケジュールについて
5月13日	足利市地域福祉計画策定委員会設置	地域福祉計画策定のための基本的な事項を検討 ※地域福祉活動計画についても併せて検討
7月1日	足利市地域福祉計画策定委員委嘱	委員12名 任期は計画策定の日まで
7月16日	第2回足利市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・第1回足利市地域福祉計画策定委員会の資料について
8月6日	第1回足利市地域福祉計画策定委員会	・委員長及び副委員長の選出について ・足利市地域福祉計画・足利市地域福祉活動計画（素案）について
10月13日	第3回足利市地域福祉計画策定庁内検討委員会	・第2回足利市地域福祉計画策定委員会の資料について
11月4日	第2回足利市地域福祉計画策定委員会	・第1回足利市地域福祉計画策定委員会時の意見に対する対応結果について ・足利市地域福祉計画・足利市地域福祉活動計画（素案）について
令和4年2月1日～ 2月18日	パブリックコメントの実施	市民からの意見等の募集
2月25日	第3回足利市地域福祉計画策定委員会	・パブリックコメントの実施結果について ・足利市地域福祉計画・足利市地域福祉活動計画（完成版）について

足利市地域福祉計画・足利市地域福祉活動計画

発行：足利市・足利市社会福祉協議会

編集：足利市社会福祉課・足利市社会福祉協議会地域福祉課

市（社会福祉課）：TEL 0284-20-2132

E-mail fukushi@city.ashikaga.lg.jp

社会福祉協議会：TEL 0284-44-0322

E-mail as-sk@watv.ne.jp